

令和2年3月9日 開会
令和2年3月25日 閉会
(定例第2回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第12号

令和2年第2回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月20日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和2年3月9日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

加 藤 学君	荊 尾 芳 之君
滝 山 克 己君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
景 山 浩君	細 田 元 教君
井 田 章 雄君	亀 尾 共 三君
真 壁 容 子君	秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第2回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和2年3月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年3月9日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 施政方針の説明
- 日程第7 議案第2号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第3号 令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第4号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第5号 令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第6号 令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第7号 令和元年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第8号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第12号 南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 南部町営西伯墓苑条例及び南部町営円山墓地条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 南部町印鑑条例の一部改正について

- 日程第21 議案第16号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 南部町営住宅条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 南部町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 令和2年度南部町一般会計予算
- 日程第25 議案第20号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第21号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第22号 令和2年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第28 議案第23号 令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第29 議案第24号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第30 議案第25号 令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 令和2年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 令和2年度南部町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第29号 令和2年度南部町病院事業会計予算
- 日程第35 議案第30号 令和2年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第36 議案第31号 南部町まちづくり計画の変更について
- 日程第37 議案第32号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 施政方針の説明
- 日程第7 議案第2号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第3号 令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第4号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第5号 令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第11 議案第 6 号 令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議案第 7 号 令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第13 議案第 8 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第 9 号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第12号 南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 南部町営西伯墓苑条例及び南部町営円山墓地条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 南部町印鑑条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 南部町営住宅条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 南部町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 令和 2 年度南部町一般会計予算
- 日程第25 議案第20号 令和 2 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第21号 令和 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第22号 令和 2 年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第28 議案第23号 令和 2 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第29 議案第24号 令和 2 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第30 議案第25号 令和 2 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 令和 2 年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 令和 2 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 令和 2 年度南部町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第29号 令和 2 年度南部町病院事業会計予算
- 日程第35 議案第30号 令和 2 年度南部町在宅生活支援事業会計予算

日程第36 議案第31号 南部町まちづくり計画の変更について

日程第37 議案第32号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について

出席議員（14名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	藤原 宰君	書記	橋田 和美君
		書記	石賀 俊彰君
		書記	石谷 麻衣子君
		書記	船原 美香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山 清孝君	副町長	松田 繁君
教育長	福田 範史君	病院事業管理者	林原 敏夫君
総務課長	大塚 壮君	総務課課長補佐	加納 諭史君
企画政策課長	田村 誠君	企画監	本池 彰君
防災監	田中 光弘君	税務課長	伊藤 真君
町民生活課長	岩田 典弘君	子育て支援課長	吾郷 あきこ君
教育次長	安達 嘉也君	人権・社会教育課長	角田 有希子君

病院事務部長 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 糸 田 由 起君
福祉事務所長 岡 田 光 政君 建設課長 田 子 勝 利君
産業課長 芝 田 卓 巳君 監査委員 仲 田 和 男君

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 令和2年3月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

年明けから新型コロナウイルスの世界的感染拡大が大きな問題となっています。その猛威は日本国内にも及び、日ごとに感染者の増加が報道され、国民の不安はピークに達しております。

政府は、イベントの自粛のメッセージや、異例とも言える小・中・高等学校等への休校要請を発表し、家庭生活に与える影響は深刻なものがあります。

感染拡大の防止や医療体制の整備など根本的な対策がまだ見出せていない状況の中、今月のうち中ごろまでを一つの区切りとして、今後の方向性を見定めていく必要があると指摘をされています。また、この問題の長期化による社会、経済への打撃も深刻であり、本町においても予断を許さない状況下にあると言えます。

このような危機的な状況において、住民の安心・安全を守ることが地方自治の原点であり、私たちに正しい判断が求められているものと再認識し、議会、行政が一丸となって町民生活の確保に全力を注ぐ決意をしたところであります。

さて、本定例会は、令和2年度町政の施政方針を初め、今後の町政の根幹となる当初予算を定める極めて重要な議会であります。

議案の内容につきましては、後ほど町長のほうから説明がございしますが、町民の負託に応えるべく提出されました議案に対しましては慎重なる審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。定例議会開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和2年第2回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席いただき開催できますことに御礼を申し上げます。

さて、先ほど議長の御挨拶にもありましたように、新型コロナの影響が広がっております。学校の臨時休校や入国規制の強化など、新型コロナウイルスの感染拡大が県内、そして南部町へも

広がってきております。雇用や生活への影響も十分に懸念されるところでありまして、南部町で職員を挙げて全力で町民の生命、そして健康を守る取り組みに当たっていききたいと、このように思っているところでございます。新型コロナに関しましては、後ほど行政報告の中で申し述べさせていただきます。

12月議会以降の火災や災害でございますが、1件の火災が、発生がありました。12月12日、田住地内で堆肥が燃える火災が発生したことでございます。発酵中の堆肥が自然発火したものと見られますが、団長以下28人が出動いたしました。けが人の発生はございませんでした。このほか誤報による出動が1件あり、19名が出動しております。これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節を迎えますので、町民の皆様には火の取り扱いには十分注意を払っていただきますようお願いを申し上げます。

次に、人口動態でございます。12月1日から2月末の間に出生された方は8人、お亡くなりになった方は38人でございます。誕生された子供たちの健やかな成長を祈念しますとともに、お亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りいたします。2月末現在の南部町の人口は1万747人でございます。高齢化率は36.62%、2月末現在の今年度出生者の累計は48人となっており、対前年に比べて少し少ないのではないかと、このように思っているところでございます。

本定例会におきましては、令和元年度一般会計補正予算、令和2年度一般会計当初予算など31議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可欠なものばかりでございますので、どうぞ十分な御審議を賜りまして、全御承認を賜りますようお願いを申し上げます、開会の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

午前9時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第2回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、板井隆君、9番、景山浩君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、17日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、17日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告をいたします。

最初に、西部町村議会議長会連絡会は、令和2年1月30日に開催されました。

会長の挨拶の後、総会議長を決定し、議案が提案されました。

議題は、令和元年度補正予算、令和2年度事業計画案、令和2年度予算案、令和2年度本会町村分担金賦課徴収方法。連絡会の議題といたしまして、全国正副議長研修会行政調査研修について、研修会講師について、事務局の新体制についてでありました。議案につきましては、全て議決されています。

次に、鳥取県町村議会議長会定期総会ではありますが、令和2年2月19日に開催されました。

会長の挨拶、新議長紹介の後、議事の審査に入りました。

会務報告の後、議案の審査として、令和2年度事業計画、令和2年度予算、令和2年度会費分賦徴収方法の審議を行い、議決いたしました。

資料は事務局にて閲覧に付してありますので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。

なお、令和2年度の予算は、歳入歳出それぞれ2,375万7,000円でありました。

次に、自治功労者表彰式ではありますが、総会后、来賓として、広瀬地域づくり推進部長、藤縄県議会議長、宮脇町村会長を迎え開催いたしました。本会表彰者は9名、広報紙の表彰は最優秀賞に北栄町議会が選ばれています。

なお、同時に2月6日、全国議長会定期総会で表彰されました本県の受賞者6名の方々に全国表彰の伝達をさせていただいています。

続いて、鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会であります。2月21日に開催されました。

総額50億2,000万円の2020年度の一般会計予算を原案どおり可決し、この予算は前年度比4.2%の減、構成9市町村の負担金額は10.8%減の42億9,500万円です。主な事業といたしまして、組合運営の火葬場桜の苑の改修費約3億8,900万円、消防関係車両の更新約1億6,700万円、白浜浄化場を廃止し統合する米子浄化場の長寿命化検討業務委託費として1,100万円が主なものでありました。このほか、プラスチック選別処理施設への転換を取りやめ、廃止の方針を固めていたエコスラグセンターについて、設置管理条例を廃止する条例案も可決されています。以上、議長からの報告であります。

次に、議員からの報告を受けます。

市町村議会議員研修「防災と議員の役割」、長東博信君のほうからよろしくお願いいたします。

長東博信君。

○議員（4番 長東 博信君） 4番、長東博信です。去る1月9日から10日にかけて滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催された、令和元年度市町村議会議員研修「防災と議員の役割」に参加しましたので、御報告いたします。

今回の研修会は、昨年の台風被害が広範囲にわたり甚大な被害が発生したこともあり、定員120名のところ、300名を超える応募があり、120名を超えた方に対して抽選し、合計175名まで拡大受け入れされ、会場いっぱいの研修会でありました。

到着した初日は、講義2つ、演習1つ。2日目が熊本の事例紹介と講義、演習問題それぞれ1つと、最後に振り返り・まとめの講義、とても密度の高い研修会でありました。

最初の講義は、明治大学研究・知財戦略機構研究推進員、首都大学東京・東京都立大学名誉教授、中越防災安全推進機構理事長の中林一樹さんから「地域防災力を向上させるために」についてでありました。最近の災害は複合化し、広域・巨大化になっていると指摘あり、危機管理、地域防災力について具体的数字を上げられ、少子化と高齢化が災害リスクを高めているとのことで、リスク管理として、事前防災、すなわち、予防・訓練・備蓄、そして何よりも地域防災力づくりの向上とのお話でありました。また、「地方議員は、公人である前に住民として“防災達人”たれ。」と10カ条の指導がありました。

次の講義では、跡見学園女子大学観光コミュニティ学部、元板橋区危機管理担当部長、前区議会事務局長の鍵屋一さんから「平時の防災と議員の役割」についてでありました。この講義でも

最近の災害事例を紹介され、地域防災計画の課題として、高齢化の加速、近所つき合い減、自治会への参加減、減り続ける消防団員減などの課題を指摘されています。そして、自助、共助、近助、近助というのは、近くの、助けるという意味です。近助、そして新しい共助が必要だともおっしゃっておられます。また、組織は非日常が苦手ということで、過去の年代をさかのぼり、災害例を示され、大災害は忘れないころにやってくると指摘されています。

この講義で私は大変大切な言葉を勉強しました。それは正常化の偏見というものです。結局、自分はまだ大丈夫という過小評価をする人間の特性があることで、これを克服することが課題だと感じました。

2日目の災害事例紹介では、熊本市議会議員の村上博さんから「災害弱者への対応」ということで、自身が車椅子生活をしていた中で地震に遭われた後の様々な経験と改善事例の紹介がありました。取り組んだ結果、災害救助法の改正となり、従来の仮設住宅バリアフリーが改善され、真のバリアフリー仮設住宅になったとの報告でありました。当事者の訴えは迫力があり、課題解決策は現場の声にあると改めて認識したところであります。

最後のまとめは、たくさんあった中で、災害時の議会・議員の役割ということのポイントのみ御報告します。一つ、地域で支援活動すること。（何でもする、大声を出さない、職員に指示しない）。一つ、情報収集と災害対策本部への提言。これは窓口を議長へ一元化すること。一つ、災害対策本部の情報等を住民へ提供、情報発信すること。一つ、視察の受け入れを行う。これは執行部の負担軽減をするということです。一つ、要望活動。これは政治力を使うということです。一つ、復興計画の議決など、また、災害時ではありませんが、一般質問でなく、災害・防災に関して平時から常任委員会で各課に質問すること。一つ、議会自らが正常化の偏見を破ることなど、このような活動することと示されました。

南部町議会では、災害時の議員のルールがあるようなないような状態であり、今回大変有意義であった研修内容を踏まえ、今後に生かしていければと思います。以上、少し長くなりましたが、概要報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、南部町議会議員と青年との意見交換会について、板井隆君のほう、よろしく願いいたします。

8番、板井隆君。

○議会改革調査特別委員会委員長（板井 隆君） ちょっと待って。休憩してください。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前9時15分休憩

午前9時16分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

それでは、板井隆君の報告を後に回して、先に南部町議会議員研修「自治体病院は不要なのか」、井田章雄君のほう、よろしくお願いいたします。

井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田章雄でございます。南部町議会議員研修会について報告いたします。

令和2年1月29日水曜日ですが、日野町文化センターにおいて鳥取県日野郡連携会議主催の自治体病院について講演があり、南部町議会議員も参加、出席しました。

講演は、「果たして自治体病院は不要なのか？—その存在意義を考える」という演題で、講師として城西大学経営学部マネジメント総合学科教授、伊関友伸氏の講演を受けました。この講演を聞き、本町に西伯病院を持つ南部町としては、地域医療の拠点病院として改めて重要であると認識したところであります。以上、報告いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会、細田元教君のほう、よろしくお願いいたします。

10番、細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 10番、細田です。令和2年第1回の後期高齢者議会が令和2年2月3日、湯梨浜町でありまして、その報告をさせていただきます。これは連合長がある程度詳しく述べておられますので、それを参考にしてさせていただきます。

令和の時代、人生100年時代と言われる長寿化、さらに団塊世代が75歳以上となり始める2022年を間近に控え、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築を目指してさまざまな議論が行われています。鳥取県においても、後期高齢者の被保険者数は約9万2,000人を超え、県全体の人口に占める割合は約16%で、その割合は急速に増加するものと思われます。

この中で、後期高齢者医療制度が果たす役割はさらに重要となり、国は高齢者の健康増進や制度の持続性を高めるなどの観点から見直しを進めているところですが、その取り組みの一つとして高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に当たっては、当広域連合も重要な施策として新たに広域計画に位置づけ、令和2年4月1日からの事業実施としております。

構成市町村と連携のもと、鳥取県、国民健康保険団体連合会を初め、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等関係機関との協力・連携を図りながら、高齢者の特性に応じたきめ細かな支援を行う

とともに、第2期保健事業実施計画の推進とあわせ、今まで以上に保健事業や医療費適正化に取り組み、円滑な制度運営と被保険者の皆様の健康保持・増進に努めてまいりますというのが鳥取県後期高齢者の大きなことしの流れでございます。

その中で、議案第1号から8号まで提案されまして、説明させていただきます。

議案第1号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、これが前の倉吉市議会選出で監査委員をしていただきました坂井徹議員が令和元年12月17日で辞職され、同じく倉吉市議会選出の伊藤正三議員に監査委員を選任することの提案でございました。

議案第2号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員に関する条例の制定についてでございます。これは地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、当広域連合においても必要な条例を制定するとともに、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、これは保険料の設定に伴い所要の改正を行うものです。令和2年度及び令和3年度の保険料については、医療給付費準備基金から15億3,300万円を繰り入れて料率を現行のまま据え置くものでございます。

議案第4号は、令和元年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）。これは歳入歳出それぞれ171万9,000円減額し、歳入歳出を総額5,024万3,000円とするものでございます。

これは、主な内容は、市町村派遣職員の給与負担やパソコンの機器に係る経費の不用額を減額したものでございます。

議案第5号は、令和元年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございます。これは歳入歳出それぞれ436万1,000円を増額し、歳入歳出総額を835億7,353万2,000円とするものです。

主な内容は、市町村が行った制度改正周知リーフレットの作成の費用が特別調整交付金の対象となり歳入歳出それぞれ251万5,000円を増額するものでございます。

議案第6号、令和2年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算です。一般会計につきましては、予算総額5,022万2,000円として、対前年比96.7%、174万の減額です。減額となった理由は、職員用パソコンの購入及びOSの更新事業が令和元年で終了したということの内容でございます。

議案第7号、令和2年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算です。後

期高齢者医療特別会計につきましては、予算総額を813億4,433万6,000円とし、対前年度比99.7%、2億4,974万4,000円の減額です。減額の主な理由は、被保険者数や医療給付費の動向から見込み、推計した保険給付の減額によるものでございます。

歳出の主なものは、総務費の2億8,749万2,000円、第2款の保険給付費の療養給付に係る経費、高額医療費、葬祭費など総額が805億8,524万4,000円でございます等を含め、新たな事業として高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る経費4億4,523万3,000円で組んでおられます。これが各市町村に配られるものでございます。

議案第8号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定についてでございます。これは地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき作成するもので、本項目について本広域連合規約第5条に基づき、後期高齢者医療制度の実施に関連し、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事、広域計画の期間及び改定に関する事に関してでございます。このたび、ことしの4月から取り組む高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効果的に、効率的に進める役割分担や個人情報の適正な管理等云々の改正でございます。

以上、8議案提案され、全会一致で全議案とも認められましたことを報告いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会、荊尾芳之君、よろしく申し上げます。

2番、荊尾芳之君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之でございます。去る2月17日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

定例会に上程されました議案は4議案で、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、令和元年度補正予算（第2号）、令和2年度当初予算、そして鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議であります。

上程されました4議案は全て全会一致で可決されました。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、会計年度任用職員制度導入に伴い、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用する条例となっております。

次に、令和元年度補正予算（第2号）については、歳出予算の補正のみであり、これは人事院勧告による給与改定で生じた職員給与の不足分を予備費から組み替えを行うものであります。

次に、令和2年度当初予算は、歳入歳出総額それぞれ2億800万円で、前年度当初予算と比較して1,300万円の増額となりました。増額の主なものは、年次的に行っている焼却設備関係の修繕料です。

2町の令和2年度の負担金は、南部町8,687万2,000円、伯耆町9,342万7,000円で、総額1億8,029万9,000円です。前年度に比べて1,084万3,000円の増となります。

昨年4月から南部町、伯耆町の全域の可燃ごみ処理が始まり、稼働時間や焼却量は増加しています。しかし、電気料金や燃料費などの需用費は減少してきています。令和2年度も年次的に行っている基幹改良工事部分以外の修繕があり、その間の可燃ごみ運搬処理委託などの委託料の増加があります。ごみの搬入量は全体的に昨年とほとんど変わりません。令和元年度は、収集量は増加し、業者からの直接搬入量は減少しました。町別で見ると、南部町は収集と個人の直接搬入量を合わせて約42トンの増加、伯耆町は約33トンの増加と、両町とも増加しています。町全体が今以上の分別・リサイクルに努める必要があると感じました。

次に、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議についてですが、こちらは会計年度任用職員制度の導入に伴う名称変更に関する規約の一部改正の協議でした。

最後になりますが、これからも住民の皆様の御理解と御協力をお願いするとともに、今後もより一層のごみの分別・減量化に向けた取り組みを2町で連携し進めていくことが重要であると考えます。

以上、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、南部箕蚊屋広域連合議会定例会の報告をお願いします。

9番、景山浩君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（景山 浩君） 9番、景山浩でございます。南部箕蚊屋広域連合議会、2月定例会の報告をいたします。

去る2月26日、令和2年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会が開催され、会計年度任用職員制度導入に伴う条例の制定、介護保険条例の一部改正のほか、令和元年度一般会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算並びに令和2年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算など10議案が提案され、それぞれが可決されました。

令和元年度補正予算は、一般会計では、歳入歳出をそれぞれ221万円減額し、歳入歳出総額を5億3,189万9,000円としています。介護保険事業特別会計では、歳入歳出をそれぞ

れ559万8,000円増額し、歳入歳出総額が30億7,346万4,000円としています。
一般会計、特別会計とも実績見込みによる補正が主なものでした。

令和2年度一般会計予算は、歳入歳出総額5億3,550万円で、対前年度比較で1,450万円、2.8%の増額予算であります。

介護保険事業特別会計は、歳入歳出総額30億3,300万円で、対前年度比較で5,200万円、1.7%の増額予算であります。

両会計ともに、消費税率の引き上げに伴う低所得者の保険料軽減に係る財源の増加分の費用が見込まれております。

介護給付費については、第7期計画に基づき給付費の伸びを見込んだ費用額が見込まれております。

介護保険条例の一部改正では、消費税率の引き上げに伴う第1段階から第3段階に係る保険料率の減額賦課額について金額変更を行う改正案が提案され、本来の保険料率から、第1段階では1万4,200円、第2段階では1万7,700円の減額、第3段階では3,500円減額されることとなりました。なお、この条例の施行期日は規則に委任され、政府予算成立後に改正される介護保険法施行令の公布の後に施行されます。

なお、提出されました議案につきましては、議会事務局で閲覧できますので詳細につきましてはそちらをごらんください。以上で報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、南部町議会議員と青年との意見交換会、板井隆君、よろしく願います。

8番、板井隆君。

○議会改革調査特別委員会委員長（板井 隆君） 議長、大変申しわけありませんでした。私の準備不足で最後に回してもらってありがとうございました。

それでは、議会改革で行いました青年と南部町議会議員との意見交換会について報告をさせていただきます。

去る1月25日の土曜日、午後、天萬庁舎の2階会議室を使いまして、高校生サークル「With you 翼」、新☆青年団「へん to つくり」、それぞれ5名ずつに参加をしていただきまして、私たち議員との意見交換会を開催いたしました。

内容といたしましては、テーマをまず設定をし、南部町に関する事、そして参加者自身に関する事、最後に議員に聞いてみたい事という3点に絞って、テーマでお互いの意見の交換をいたしました。時間的に非常に話が弾み、最後の議員に聞いてみたい事、これに関しては話合

いを、意見の交換をすることができないままに終わってしまいました。最初の南部町に関する
こと、そして参加者自身に関することについて何点かありましたので、報告もしておきたいとい
うふうに思います。

まず、南部町に関することについては、武器を磨くというような題目で青年団のほうからあり
ました。町はまだまだぱっとしていないところが多い、未来につなげていく視点で町政、そして
議員の皆さんも考えてほしいというような意見もありました。

また、情報発信力、これについては南部町の認知度がまだまだ低い。SNSなどの活用し、若
い子たちへの情報を発信をしてほしいということでした。

この中で特に感じたのは情報媒体のところでした。情報媒体では南部町議会だより、そしてな
んぶ広報といってさまざまな紙媒体による情報を流していますが、若い子たちはそういったもの
は全く見ない、見ていない、何が入っているかもわからないというほど紙媒体に対する関心度、
そして興味を持っていないということが非常に私たちにとっては大きなショックだったなという
ふうに思っております。

また、有償ボランティアをしてみたい。高校に通っているけれど、バイトはできるけれどなか
なか許可がおりない中であって、土曜日とか日曜日など高校生を使ったそういったようなイベン
トに対する協力ができないか、そういったことの有償ボランティアに対する意見なども出ており
ました。

そして、参加者自身に関することですけれど、まだまだこれから結婚して子供子育てをしてい
くわけなんですけれど、子供、若者が誇りに思う地域、この中には、こういった会が非常に自分
たちには有意義であるというふうに思っているのも、ぜひともこういった会を続けてほしい、場
合によっては子育てをする親、そしてPTAなども含めてそういったところとのこういった意見
交換会を進めてはどうかということもいただきました。

また、教育については、地域と子供を育てるさまざまな町も努力をしていただいているわけなん
ですが、まだまだ子供たちに響きは少ないのかなと、こういった意見を聞いて感じたところです。

また、一人の青年からは、自分は公務員になりたい。公務員になるためには大変な努力、勉強
もしなくちゃいけないんですけれど、そういった講座を開いていただけないかというような意見
も出ました。

また、西伯、会見との壁をなくす、どうすればいいのだろうか、やはり若いながらにそういっ
たところも感じているようです。そのためには会見小、西伯小、第二小、そういったところの交流
会を持って子供のころからその壁をなくすようなことをしてはどうかというような意見が出てお

りました。

先ほども言いましたように、時間が1時間オーバーしてもその2つのテーマのこと、それさえもまだまだお互いの意見が言い尽くせなかったところはあったこの会でしたけれど、この高校生サークルや青年団、日ごろから町のイベントや独自のイベントを開催する中で、青年の視点で町への思いを、昨年行いました青年議会、そして今回の意見交換会で私自身感じたことは、町の未来はまだまだこれから大丈夫、後光が差しているというように思った時間を過ごさせていただきました。以上で報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、行政報告を行います。

町長からの報告を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） お時間を頂戴しまして行政報告をいたします。新型コロナウイルスに関する状況報告を申し上げます。

まず、国内状況から改めて申し上げます。昨年12月、中国・武漢市において発生した新型コロナウイルスは、本年1月14日には日本国内で初の感染者が報告されました。3月9日現在、世界の感染者は101カ国で11万人、3月5日現在79カ国でございましたので、この4日間ほどで22カ国ふえたという驚異的なスピードで世界各国に広がっているということがうかがえます。11万人を超え、感染増加の傾向はいまだ顕著な状況となっています。

日本国内の感染者の状況は、32都道府県で480人、クルーズ船と中国・武漢市からの帰国のチャーター便で720人の確認が確認されており、国内感染数は1,000人を超えております。亡くなられた方は14人で、高齢者の方や既往症を持った方が多いという報告を受けています。初めは、大半はクルーズ船の乗船者で占めていましたが、いよいよ地域に広がるクラスター感染者も広がりを見せている状況で、政府は2月25日に新型コロナウイルス感染症対策基本方針により感染ピークを遅らせ、重症者、死亡者を最小限にし、社会経済インパクトを最小限に食いとめるため、全国的なイベントの中止や小・中学校の臨時休校などを要請したところでございます。

鳥取県の状況を申し上げます。3月9日現在、新型コロナウイルス感染者は出ておりません。また、感染しているかどうかを調べる検査であるPCR検査を3月7日時点で65件検査され、

全て陰性となっています。また、県内3カ所の保健所に開設する発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数も日ごとに増加し、少し古いですが3月3日時点で855件、東部380、中部144、西部331となっています。なお、鳥取県西部在住のクルーズ船乗船者は、再度のPCR検査でも陰性であったということでございますので、御報告いたします。

3点目に、南部町の状況について御報告いたします。南部町では、かねてから策定しています新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて対策会議を設置し、これまで3回の対策会議を行いました。

第1回会議は、1月31日金曜日、国内発生状況で、県内での発生時の対応など協議し、任務の確認と情報共有を行ったところです。

第2回会議は、2月21日金曜日、クルーズ船からの下船者の状況を、国内感染者の増加を受け、県内発生での対応についての協議をし、特に3連休中の初動体制について共有いたしました。

第3回会議は、2月28日、同じく金曜日、国からの小・中学校臨時休校の要請に対する対応について協議をいたしました。この第3回会議で以下の決定を行ったところでございます。

まず1点目、南部町の小・中学校校長会の意見を尊重し、3月2日月曜日から同24日までを臨時休校とすることを決定いたしました。そして、3月25日水曜日から4月7日火曜日までを春休みとするということを決定したところです。

2点目、この間の児童の受け皿については、2カ所の児童館、8時30分から18時まで通常どおり開館し、4カ所の放課後児童クラブは長期休暇、春休み、夏休み、冬休み、この長期休暇と同じ扱いとして8時から18時までを行う、さらに学童の延長希望者を申し込みによって18時30分まで可能とすることで開設をするという方向で決定をいたしました。

3点目、臨時休校の間に児童生徒の現況を把握するため、教員による家庭訪問等を計画。

さらに、4点目でございますが、修学旅行を延期するということを決定しております。

児童館、放課後児童クラブ等の状況でございます。2カ所の児童館の利用状況は、法勝寺児童館が最大利用者15名、平均で13名。宮前児童館、最大で11名利用、平均9名となっています。また、4カ所の放課後児童クラブの利用状況は、あいみ児童クラブ、最大33名、平均30名で、この場については非常に多いということから、改善を話し合っているところでございます。ひまわり学級、これはプラザ西伯内ですが、最大で17名が御利用なさっており、平均で15名。ひまわり学級、これは児童館で開催しているものでございますが、最大で15名が利用なさっており、平均で13名。東西町児童クラブ、これは最大6名の御利用があるようでございます。平均で5名となっております。

保育園の状況は、町内4カ所の保育園は通常の開園となっていますが、万一感染者が発生した場合は14日間の休園措置ということを決定しております。

医療・介護施設のマスクの備蓄状況でございます。西伯病院は、県内の多数の感染が発生した場合の協力医療機関で、マスク等の現状については約1カ月間の備蓄を持っております。町内の医療・福祉機関ですが、マスクの不足が生じており、4月中旬ごろまでの備蓄はあるが、その後の備蓄、さらにはマスクの流通が見通せない現状に現在あるということでございます。今後の対応としては、南部町の持ちます備蓄品の優先配布を計画的に行い、町内の医療・介護施設のマスクが不足しないよう、少なくとも5月までの使用量を確保したいと、このように考えています。

保健師活動でございますが、高齢者や持病を持つ方へ注意喚起のチラシを配布しています。妊婦さんへの個別連絡を行っており、希望によって現在25名中17名の方にマスクを配付したところでございます。

次に、経済面の影響でございます。誘致企業は、町内の製造業全体で中国から日本及び日本から中国への材料、委託加工生産、商品の物流に影響が出てきており、生産量の減少や納期に間に合わない状況が発生していると聞き及んでおります。

緑水園など宿泊・飲食等のサービス業では、4月中までのキャンセルが相次いで起こっております。大手旅行会社などの募集旅行や団体旅行はキャンセルされ、観光に連動する観光バスや宿泊は大きなダメージを受けてると想定できます。

花回廊は、3月の団体予約はほぼキャンセルされ、新規予約が入っていないので、例年以上に厳しい現状とお聞きしております。

商工会では経営相談窓口を設置し、臨時受付を行っており、現在数件の相談があったようでございますので、ぜひ御心配な方は役場、さらには商工会等の窓口を御利用ください。

学校休業による地産地消生産への影響でございますが、食品提供をお願いしている16名の生産者に19種類の食材を昨年度3月実績から想定し、約20万円程度の損失が発生していると予測してるところでございます。これについての対応等も今後検討していかなければならないんじゃないかと、このように思っています。

町内のイベント等の中止でございます。2月29日土曜日から4月上旬の子育てやスポーツ・文化表彰、町の集客最大イベントでございます法勝寺さくらまつり、さらに一式飾りなどが中止となりました。今後、感染症の状況等により中止イベントが拡大される可能性もありますので、ホームページ、防災無線、なんぶSANチャンネル等で広報しますので御注意いただきたいと、このように思います。

南部町では今後、町内発生も想定し、町民の生命と健康を守るため、医療関係機関とも連携しながら全力で取り組んでまいり所存でございます。改めて町民の皆様の御協力をお願い申し上げます。行政報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとります。再開は10時10分にしますので、よろしくお願い申し上げます。

午前 9時51分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

.....

日程第6 施政方針の説明

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、施政方針の説明。

町長から施政方針の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、令和2年3月南部町議会定例会に付議いたします提案理由の説明、施政方針の説明を申し上げます。

令和2年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、私の町政運営に挑む所信の一端と諸施策の概要を申し上げ、本議会を通じ議員各位を初め町民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

まず初めに先ほど行政報告でも申し上げましたとおり、今国内外の最大の課題は、新型コロナウイルスの感染拡大を阻止し、一日も早い鎮静化によって日常の生活を取り戻すことにあります。南部町では全力で国・県と連携しながら、町民の生命を守ることを最重点に取り組んでおります。感染拡大の防止に御理解と御協力をお願いいたします。

南部町が一番華やぐ季節に、各種イベントが中止に追い込まれ、暗い話題の多い昨今ですが明るいニュースも届きました。法勝寺に在住の写真家、廣池昌弘さんが、世界最大規模の写真コンテスト「ソニーワールドフォトグラフィーアワード2020」において、プロフェッショナル部門、これは応募総数13万5,000枚という膨大なものですが、そのファイナリスト30人のうちの1人に選ばれました。30人と申しますのは、10部門に構成されておるそうでございまして、1部門3名、したがって廣池さんは銅メダルを確定ということになろうと思います。廣池さんはファイナリストの中の唯一の日本人であり、最優秀賞の発表は来月ロンドンで開催されるセレモニー会場とのことでございます。ぜひ最高の賞を受賞されることを御祈念するとともに、

この快挙を町民の皆様とともに祝したいと思います。

廣池さんの受賞作品「HIMEBOTARU」は、南部町を初め日南町、江府町で撮影した9枚組で構成され、希少なヒメボタルを人々が守っていただけるように、という願いを込めた作品です。私たちの暮らす、ごく身近な里山には、世界でも希少になった生き物たちが命をつないでおり、生物多様性の豊かさとすばらしさを私たちに問いかける渾身の作品となっています。南部町の里山環境のすばらしさを国内外にアピールしていく絶好の機会になると思います。

さて、私が平成28年10月に町長にしてから3年4カ月が経過し、いよいよ来月には任期の最終年度を迎えることとなります。この間、私は三つのC「つなぐconnect」「変えるchange」「挑戦するchallenge」を政策理念とし、南部町の持つ自然や文化など、恵まれた環境を次世代につなぐことが重要だと申し上げてきました。そのためには、今を生きる我々が変化を恐れず挑戦する心意気を持ち続けなければなりません。

これまで議会、そして町民の皆様の御理解をいただきながら、「えん処米や」「えんがーの富有」「いくら郷」「てま里」といった拠点の整備、町内全小・中学校へのエアコン設置、「いきいき百歳体操」の実施、南さいはく地区のデマンド型ふれあいバスの運行などを初め、各施策を進めることができていることに、改めて感謝を申し上げます。

2015年9月に国連サミットで「持続可能な開発目標SDGs（エスディーゼズ）」が採択され、政府や自治体、企業などで取り組みが始まっています。鍵になる考え方は「持続可能性」です。人生100年時代、若者たちは21世紀を丸ごと体験し、22世紀の扉を開ける世代でございます。地球規模での環境変動や人口減少などの課題の中で、今さえよければいい、といった短期的な課題解決では次世代への責任は果たせません。

南部町では、将来への展望に立ち、次世代への「つなぐ」指針として、昨年4月に「南部町第2次総合計画」を策定し、「人と自然が響き合い ともに創る なんぶ暮らし」を実現できるまちの姿を目指して取り組みを進めているところでございます。

新年度におきましても、「五つの挑戦」（1. なんぶ創生、2. こども達がいきいき育つ環境と人材育成、3. 健康長寿のまちづくり、4. 人と地球環境にやさしい共生のまちづくり、5. 行財政改革）を推し進め、全力で町政のリーダーシップをとってまいりたいと思います。

平成16年10月1日、合併により南部町が誕生してから、早いもので15年が経過しました。今では当たり前となった地域振興協議会ですが、南部町の誕生後約2年間、180回の説明会に延べ4,000人以上の町民が参加し、活発な議論をいただいた結果、新たな住民自治組織として7つの地域振興協議会がスタートしました。地域での課題を話し合い、解決の糸口を探り活動す

るこの住民自治活動は、今では疑いようのない実績と内外からの高い評価をいただいています。これまでの地域振興協議会の御努力に改めて感謝を申し上げます。

昨年、元号は平成から令和へと新たな時代を迎えました。どんな時代になろうとも私たちは、農林業や商工業が活力を持ち、子供たちが元気に学び遊ぶ、若者が未来に希望を抱き、人々が豊かな里地里山の中で幸せを実感し穏やかに暮らせるまち、そんな南部町を守り、つくり上げなければなりません。新年度予算では、その実現に向けた施策をより一層推進し、持続可能な南部町を目指してまいります。

一方で、合併から年数が経過し、旧2町の合算で算定されてきた地方交付税が平成27年度から段階的に縮小され、新年度からは南部町一本での算定となります。歳入の7割以上を依存財源に求めている本町の財政に与える影響は極めて大きく、以前にも増して厳しい財政運営を迫られる状況となっています。さらに今後も社会保障費や公共施設の老朽対策などの財政需要は一層の増大が見込まれることから、これまで以上に歳出事業の見直し、経費の削減に努め、限られた財源を有効活用すること、そして一般財源の持ち出しを最小限にとどめるため国や県などの財源確保を図ることを念頭に予算編成を行ったところです。

この結果、令和2年度一般会計当初予算規模は、66億4,600万円となり、対前年度比では0.78%の減となりました。

東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的として取り組まれてきた地方創生は、5カ年の第1期「総合戦略」が令和元年度で最終年となり、新年度からは第2期がスタートします。南部町におきましても、これまで取り組んできた「なんぶ創生総合戦略」の検証を踏まえつつ、3月中には次期総合戦略への改訂を行い、新年度からは取り組み成果をさらに発展させ、新たな時代の創生を目指して取り組みを加速させていきます。

昨年9月、厚生労働省が再編・統合の必要性の検証が必要として公表した公立・公的病院424病院の中に西伯病院の名前がありました。全国画一的指標で地域の実状を無視した唐突な公表に対し、すぐに該当町長や県とも連携して抗議・要望活動を行ったところでございます。西伯病院は南部町にとって医療・福祉の拠点であり、地域住民の命と健康を守るという使命は高齢化が進む中でこれまで以上に重要になってます。今後も町民の皆様が必要とされる医療が提供できるよう全力で取り組んでまいります。

なお、冒頭で申し上げました新型コロナウイルスの感染防止のため、南部町としましても政府の要請を受けて小・中学校の臨時休校やイベントの中止などの措置をとったところでございますが、引き続き町民の皆様へ正確な情報の提供に努めるとともに、今後も状況を見極めながら、国

・県の動向も踏まえて必要な対応を行ってまいります。町民の皆様におかれましては、手洗いの徹底やせきエチケットなど、感染防止に御協力をお願いいたします。

それでは、令和2年度における「五つの挑戦」について、具体的に事業内容とともに説明をいたします。

1つ目は、なんぶ創生への挑戦です。

現在、総合戦略の改訂作業を進めているところですが、人口減少は着実に進んでいます。南部町人口ビジョンで予測した2020年の人口1万740人に対し、昨年末の南部町の人口は1万754人で、ほぼ予測数値を示しています。これからの20年がまさに勝負であり、国立社会保障・人口問題研究所によるデータの2040年7,739人となるのか、人口ビジョンの9,172人を指し示すかによってそのときのまちの姿は大きく変わってくると考えます。

そのためにも、「えん処米や」を皮切りに整備した拠点施設の活用が不可欠ですが、それぞれに地域の方々に初め多くの方に利用され交流拠点として役割を果たしていることを心強く感じています。

お試し住宅兼交流施設「えん処米や」は、体験講座「里山デザイン大学」、町内外の手仕事を集めた「サンデーマーケット」、そして「えほんカフェmomomo」などにも活用されにぎわっています。これまでに約9万5,000人が訪れたジェラートショップが入店する「えんがーの富有」では、町内で頑張る自営ママたちによる「南部町color」というマルシェが始まりました。ひきこもりなど社会的な支援が必要な若者たちの自立を地域の力を使いながらサポートする地域共生施設「いくらの郷」では、これまで8名の利用があり、その多くは就労につながっています。地域のまちづくり社会と地域おこし協力隊員が中心となってゲストハウスやカフェ、地域交流スペースを持つ「てま里」は、英会話教室やヨガなど多彩な行事で集いの場となっています。

そして新年度には、懸案であった南部町公民館さいはく分館の建てかえに伴う複合施設の整備を行います。また、昨年JOCA（青年海外協力協会）により法勝寺高校跡地で温泉を掘り当てることができ、いよいよこの温泉を利用した地域住民と障がい者、高齢者や子供たちが集い楽しむ「ごちゃませ施設」の整備が始まる予定です。

なんぶ里山デザイン機構や地域振興協議会等と連携した空き家の改修はこれまでに28件、入居者は3月中に25世帯78名となる予定です。移住希望者の住居を確保するため、引き続き関係機関と連携し空き家の掘り起こしを進めるとともに、新年度は町内への移住と定住化を促進するため新たな住宅開発に対する補助制度を新設します。

南部町の里地里山に観光客を呼び込む、農泊によって南部町内に宿泊する、昨年からはじめた南

部町の外国人観光客を含む観光戦略はこれからがおもしろくなってくると期待しています。韓国との悪化する国際情勢の中ですが、ハンリム大学との国際インターンシップ協定で昨年9月にイ・ソラさんが南部町に着任し、1年間の予定で国際交流や観光情報発信などの業務を行っています。その活躍を温かく見守りたいと思います。

昨年、いのしし年の効果により赤猪岩神社の参拝客は1万7,000人を超え、前年比約3倍の大幅増となりました。その効果を継続し、観光客を緑水湖周辺まで誘い込むことが課題ですが、令和元年度から公募により指定管理者を募集したオートキャンプ場・こもれば工房は1月末現在で約2,500人の利用があり、専門的な知識を有する事業者により充実したサービスが提供されることで、前年比5割増しと大幅な利用者増加につながっています。周辺施設や町内の経済効果を期待しているところでございます。

また、観光協会によると、香港の観光ガイドブックに南部町の「客神社」が載っており、昨年香港からの観光客がぜひ見たいと南部町まで足を延ばしたそうです。南部町という「点」、そしてガイドブックという「点」、さらにネットを通じた情報発信などを通じて、一つ一つの点がつながり合いネットワークをつくり出すことで、南部町の里山景観や人情を世界に発信していくことが可能な時代です。南部町農泊推進協議会では昨年香港からのモニターツアーを実施し、南部町の食や自然、そして人々の温かさに高評価をいただきました。今後も南部町を歩く、走る、食べる、農林業に触れるなど、旅先での遊びと組み合わせた体験宿泊型の観光を進めてまいります。

地域でお金を循環させて地域経済の活性化を図り、雇用の場を確保して人口減少を食い止めるため、引き続き企業誘致や起業支援、職業紹介などに取り組みます。町内の誘致企業15社の平成31年4月時点の雇用者の総数は1,473人で、うち町内からの雇用者は285人、19.3%となっています。また、南部町の商工業者は平成31年3月末現在で259事業所であり、そのうち小規模事業者は227事業所で、町内商工業者の約9割近くを占めています。地域経済の発展と商工会の組織強化を狙いとして起業促進奨励金と新分野参入支援補助金の制度を設けております。

昨年、商工会では地域の実状を踏まえ小規模事業者への経営支援、産業振興発展に向けた一層の取り組みを推進するため、その取り組みの指針となる「商工会ビジョン」を策定されました。その中で行政との連携強化がうたわれており、新年度には町と商工会が共同で経営発達支援計画及び事業継続力強化支援計画を作成する予定です。町としても商工会と問題意識や地域課題を共有し、連携して地域経済の振興に取り組んでまいります。

2つ目は、こども達がいきいき育つ環境と人材育成への挑戦です。

昨年も8月に高校生サークルの高校生たちが韓国に行き、ハンリム大学の学生やフェンソン女子高校の生徒と交流を行いました。反日運動が報じられる中、正直なところ少し心配なところもありましたが、交流の大切さを感じた旅だったとの感想を伝え聞き、私自身安堵と同時にこの研修派遣の大切さを再認識したところでございます。柔らかな感性を持ったこの時期に多くの体験を積み、「まち未来科」を通じて培われた4つの力「ふるさと愛着力」・「将来設計力」・「社会参画力」・「人間関係調整力」を磨く実践の場であると考えます。そして、高校生や新☆青年団の諸君が昨年の「青年議会」で堂々と町政に対して私に質問した姿や、「とっとり花回廊」で祝う成人式の祝い餅のために、休耕田を借りて田植から収穫までをする姿にまちの将来を託す若者が育っていると確信を覚えております。

本町教育の基幹である「コミュニティ・スクール」につきましては、両中学校とも小・中一貫教育の視点を重視した取り組みを進めております。令和元年度には、西伯小学校と法勝寺中学校それぞれに設置しておりました学校運営協議会を1つにしました。また、会見第二小学校は、新年度、学校運営協議会とPTAを融合させた新しい仕組みの構築に取り組みます。不登校対策では、義務教育機会保障の観点から、学校以外の居場所として教育支援センター「さくらんぼ」に加えて新たに国立音楽院及び児童館においても体制を整えております。また、情報社会に続くこれからの社会、Society 5.0と呼びますが、これに生きる子供たちにとって情報活用能力の育成は不可欠であり、ICT教育の充実のため校内高速LANやパソコンの整備を進めます。

社会の変化に対応したスポーツ環境整備のため、町体育協会の「Sportnetなんぶ」への移行を視野に協議を進めてまいりましたが、新年度には方針を決定し、生涯スポーツ普及体制を構築いたします。また、公民館さいはく分館建てかえに伴う複合施設の整備に当たり、新しい施設が住民誰もの居場所となり、幅広い人々が集うことで新たな活動や価値が生まれ、まち全体のにぎわいや活性化につながる施設となるよう、新年度には管理運営計画や運営体制を具体化し、令和3年度の開館に向けての準備を進めます。

若いお母さんやお父さんからの「こんな遊び場があったらいいな」という御意見を反映した小さな公園づくりを行っており、10月ごろのオープンを目指しております。この公園づくりには町民の皆様の御意見もいただいてきました。ここで遊んだ子供たちが将来南部町で親となり、またこの公園で子育てをしてほしいとの願いも込められています。町内の企業にも参加いただき、南部町初のネーミングライツ、これは公園の命名権ですが、これを取り入れるよう現在交渉中でございます。企業の協力をいただきながらイベントや管理を行っていきたいと考えています。

平成26年度から取り組んできた少子化対策プロジェクトは令和元年度で第2期が終了いたし

ます。これまでの取り組みにより、子育て世代からも「南部町は子育てに優しいまち」と言われるようになりましたが、婚姻率や出生率が県平均よりも低いという課題があり、取り組み内容を見直して新年度から第3期のプロジェクトをスタートします。

近年、保育士の確保が非常に厳しい状況にある中で、安心して子育てを行うことができるよう、令和元年度から小規模保育園「南部町ベアーズ」と西伯病院の事業所内保育所「さくらキッズ」での受け入れを可能としたところでございます。さらに、保育園の老朽化や指定管理期間も考慮し、新年度には今後の保育園のあり方について、統合・建てかえも視野に入れて検討を進め、方針を出したいと考えています。

法勝寺児童館は開館から間もなく4年が経過します。多くの子供たちでにぎわい、法勝寺地区地域振興協議会の協力で「子ども食堂」も実施されています。また、保護者のニーズに応え、令和元年度から放課後児童クラブを通年開設したところであり、今後も子供たちの健全な育成のため、有効な活用を図ってまいります。

3つ目は、健康長寿のまちづくりへの挑戦です。

住民の皆さんに住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らしていただけるよう、集落の集会所や公民館を利用して平成29年度後半から始めた「いきいき百歳体操」は、現在39カ所にも広がってきています。参加しておられる方に「どこが変わりましたか？」とお尋ねしたところ、筋力がつき転びにくくなったことや、冬場は農作業がないため自宅で動かなかった生活から、集会所で励まし合い楽しみながらの体操で、春先の農作業が苦ではなくなったなど笑ってお話をいただきました。アンケート調査によれば、気持ちが前向きになったという方が84%もおられることに大変うれしく思っています。昨年10月には「南部町いきいき百歳体操交流大会」を開催し、実践者約150人が集まって体操や体験発表、表彰などを行いました。今後は西伯病院や保健師、栄養士がこの「通いの場」に出かけ、口腔ケアや栄養指導を百歳体操に組み合わせ、健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

平成29年に実施した「食のアンケート」結果から、南部町民が明らかに塩分を取り過ぎている実態が見えてきました。一日平均の塩分摂取量が男性14.9グラムは県平均より約5グラムオーバー、女性11.9グラムは約3グラムオーバーの異常事態です。5年間をかけて県平均に近づける取り組みを行い、健診で血圧異常者を20%減らすことを目標に取り組んでいます。このような課題を踏まえ、一人一人が食に関する正しい知識と食を選択する力を身につけるとともに、健全な食生活を実践することを目指し、このたび「第2期なんぶの食育プラン」を策定しました。今後、このプランをもとに家庭・学校・地域などと連携し、住民運動として推進したいと

考えております。

厚生労働省の推計では、2025年には認知症の人は全国で700万人に達する見込みだと言われています。南部町でも認知症が介護保険新規申請理由の第1位となっており、軽度の人を含めれば、65歳以上の7人に1人、500人程度の認知症疾患またはその疑いのある方がおられると考えられています。このたび、「健康と暮らしのアンケート」を実施したところであり、その結果をもとに認知症の実態把握とこれまで行ってきた対策の検証、そして今後の対策の指針づくりに着手いたします。

平成30年度の南部町の特定健診受診率は37.1%、がん検診受診率は胃・大腸・肺がんは40%前後、婦人科では30%前後の受診率で、子宮がん検診に導入したHPV検査の受診者は241人でした。引き続き、若者層や女性特有のがんの受診率向上を意識したPR、人が集まる行事に合わせた肺がん検診や休日検診、レディース検診の実施など、受診率向上に取り組みます。また、30代の方を対象としたピロリ菌検査の実施や、検診結果の要精密検査者に対しては保健師が訪問し受診勧奨を行うなど、がんの早期発見や疾病の予防を図り、健康なまちづくりを進めてまいります。

4つ目は、人と地球環境にやさしい共生のまちづくりへの挑戦でございます。

近年、猛暑や集中豪雨など、地球温暖化が原因とされる気候変動による影響が深刻化しています。昨年公表されたIPCC、これは国連の気候変動に関する政府間パネルでございますが、この特別報告書において、気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要とされ、この目標達成に向け日本の自治体でも動きが拡大しています。

南部町はこれまで環境自治体を目指し、太陽光発電やペレットボイラーの導入、ごみの減量化などを進めてきましたが、これらの状況を踏まえ、南部町としてもここに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを宣言し、取り組みを進めてまいります。新年度においては、南部だんだんエネルギーと連携した再生可能エネルギー・省エネ等の可能性調査の結果を南部町温暖化防止実行計画へ反映させ、具体的な目標値を定めた取り組みを明らかにするとともに、環境問題に関する普及・啓発を行い、まち全体で目標を共有いたします。

南部町の里地里山の環境や景観を支えているのは中山間地の農業・林業です。農業・林業が廃れば里地里山が崩壊し、私たちの中山間地域で生き続けることが困難になることは、これまで議会などでも幾度となくお話ししてきたとおりでございます。奥が深く、いまだ特効薬となる解決策は見つかっていませんが、諦めることなく取り組んでまいります。

農業が好きで一生懸命米をつくる人が南部町でこれからも農業が続けられるように、農業所得を向上させなければなりません。新年度から中山間地域等直接支払い制度の第5期対策が始まります。農地や集落の維持のためにも全ての対象集落が継続できることを期待しています。これまで続けてきた集落営農の組織化と法人化をさらに進め、担い手への農地集約化を図るとともに、新たに就農しやすい環境整備のための支援制度に取り組み、産地の維持につなげていきます。ドローンやAI・ICTなどを活用したスマート農業への取り組みを積極的に支援し、所得の向上を目指します。また、特産品としてエゴマ油の生産拡大に取り組む組織を支援し、農産物の高付加価値化のため「めぐみの里」に導入したフリーズドライ設備を利用した商品開発にも期待しています。新年度は、交流を行っている高梁市の協力を得て、新たな特産品づくりを目的に、冬どれ玉ねぎ、薬用植物「カンゾウ」の試験栽培や新技術の導入試験などにも取り組みます。

森林資源の有効活用によって、町の面積の75%を占める森林の荒廃を防止しなければなりません。森林環境譲与税の有効活用により間伐促進を図るとともに、株式会社鳥取CLTによる直交集成材の利用促進に期待しています。南部町の針葉樹を利用し、広葉樹を活用する、そして竹を使うことで森林の荒廃防止の糸口を見つけたいと思います。

毎年繰り返される地震、集中豪雨や台風などに対応し、安全で安心なまちづくりを進めるため、現在、近年の災害の教訓等を生かして地域防災計画の見直しを行っており、3月末には計画案を作成して防災会議に諮る予定です。また、昨年実施した防災意識アンケートの結果、避難所に避難しなかった理由として「自分の住んでいるところは大丈夫だ」が44.5%、「今までに災害に遭ったことがない」が31.2%で、避難に関する意識の醸成が必要であることや、ハザードマップを「見たことはあるが保管はしていない」が25.7%、「見たことがない」が6.3%で、防災ハザードマップへの理解が十分でないことなどが判明いたしました。引き続き各集落での防災説明会や防災訓練の実施などにより、町民の皆様に日ごろから防災意識を高めていただきたいと考えています。

集落の人口が減少し高齢化する中で、住み慣れた地域で暮らし続けるため、共に支え合う地域共生社会の実現を目指した取り組みが必要となります。現在、社会福祉協議会と連携して、これまでの取り組みの成果と課題、さらに地域社会の現状と課題を改めて整理しながら、新たな町民ニーズにきめ細かく対応することができる地域福祉を推進するため、「地域福祉計画」の策定に向けた作業を行ってるところであり、9月には完成したいと考えています。

ひきこもりの支援については、県の精神保健福祉センターや福祉保健局などとも相談を重ねながら支援拠点「いくらの郷」での活動をサポートし、利用者の紹介や相談支援、医療機関へのつ

なぎなどを行っています。今年1月にはひきこもりについて理解を深めるための講演会を開催したほか、全戸訪問による実態調査やサポーター養成講座を行っています。新年度はこれらの取り組みに加え、「いくらの郷」へサポーターを派遣し、支援の強化を図ります。

生活の根本である住まいについて、人口減少や少子高齢化、増加する空き家などを踏まえ、安定した住居の確保や住生活の質の向上を図っていく必要があります。そこで新年度に住生活基本計画を策定し、町が取り組むべき施策の方向を明らかにいたします。

地域に暮らす方々の買い物や医療などのため、交通手段の確保が重要です。南さいはく地域においては小型車両によるデマンド交通を導入したところですが、従来からのふれあいバスについて、運転手の確保が難しくなり、令和3年度以降の運行が見通せない状況となってきました。このため、新年度において町民の皆様が利用しやすい新たな交通体系の検討を進め、実証運行を行った上で、令和3年度からの運行開始を目指します。あわせて、高齢者等の交通事故防止と公共交通の利用促進のため、新年度から運転免許の自主返納者を対象に、ふれあいバスの無料パスなどの支援制度を新設いたします。

私たちのまちがこれまで大切にしてきた「人権が大黒柱のまちづくり」をさらに進めるため、引き続き人権会議や地域振興協議会、人権学習推進委員の皆さんと連携しながら、振興区別交流懇談会やミカエルセミナー、本人通知制度への登録等、学習機会や啓発活動の充実に努めてまいります。

令和2年度には「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」の計画期間が終了します。これまでの成果検証と次期総合計画への課題を明らかにするため、平成30年度に「みんなの人権意識調査」を実施したところですが、人権侵害を受けたとき「何もしない」と答えた方が65%あるなど、今後取り組むべき課題も出てきたところがございます。結果分析でお世話になった元鳥取大学の一盛先生は、調査結果から見えてくる特徴として「人権侵害の自己認知と人権問題の意識度に相関関係がある」と検証されています。何が人権問題になるのか、人権感覚を育てることが差別のない社会づくりの初めの一步になると感じました。新年度は、調査の分析結果を差別解消三法の制定も踏まえ、南部町発足後の人権・同和教育の取り組みを総合的に振り返り、新たな総合計画策定につなげていきたいと考えています。

恵まれた里地里山の環境のもと、南部町では令和元年度に特別天然記念物であるコウノトリの営巣行動が確認され、オオサンショウウオの人工巣穴での繁殖も成功しました。新年度は関係団体と連携した作業や観察会を行い、これらの希少生物を保護する取り組みを進めてまいります。

5つ目は、行財政改革への挑戦です。

約20年後の2040年を展望すると、高齢者の人口も減少に向かい、現役世代が急激に減少する社会を迎えます。南部町の人口は、前段で申し上げましたように8,000人を切るシナリオから9,000人を維持するシナリオまで幅広ですが、中間値をとっても8,000人台と現在の人口から2,000人減少することになる値です。この20年で2,000人の減少は毎年100人の人口減少となりますが、これは社会増減がプラスでなければ成り立たない数字です。

将来減少する支え手のためにも、今を生きる我々の世代がきょうさえよければいい、といった考えでツケを人口減少の次世代に回すようなことがあってはなりません。そのためにも未来への航海の羅針盤が必要だと考え、昨年4月に「南部町第2次総合計画」を策定し、10年間にわたる町政の基本計画を定めたところです。

さらに必要なのはこの船の大きさの選択であり、それは行政の財政上の大きさでもあります。本格的な人口減少社会の到来を見据えながら持続可能な地域社会を実現するために、それぞれの公共施設の棚卸しを含めた行財政改革が必要となってきます。丁寧な検証と住民理解をいただきながら、「南部町公共施設等総合管理計画」の個別施設計画を策定し、必要な公共施設についての維持管理や更新計画につなげていく予定です。

また、人口減少を見据えた行政基盤の確立に向け、令和元年度に「第四期南部町行政改革プラン」を策定したところであり、行財政運営審議会による審議をいただきながら「財政構造改革」「行政運営改革」「行政サービス改革」の方針に基づいて改革に取り組んでいきます。

役場の機構については、これまで法勝寺庁舎町民生活課の総合窓口や健康福祉課の福祉に関する総合窓口の設置、子育て支援課の新設、上下水道課の建設課への統合、企画監の設置などの改革を進めてきましたが、組織の力を最大限に高めるためには個々の職員の意欲・能力の向上が不可欠です。引き続き職員による「一人一研究」の推進や研修の充実など、職員の資質向上に努めてまいります。

また、役場職員も地域の一員であり、人口減少・高齢化が進む中で地域活動の担い手としての役割が期待されています。このため、職員の兼業に関する基準を明確化し、地域貢献につながる活動に積極的に取り組めるよう後押しをします。

次に、特別会計及び企業会計の概要を説明いたします。

まず、国民健康保険事業を説明いたします。

南部町の国民健康保険の加入者数は、令和2年1月末現在、1,444世帯、2,310人で、総人口の21.5%を占めておりますが年々減少しております。

令和2年度の予算規模は、13億1,780万円で計上いたしました。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きく貢献してきました。しかし、制度が抱える構造上の問題に加え、国民生活や社会情勢の変化などに伴う財政基盤問題による赤字体質の課題を払拭することができず、厳しい状況が続いています。

そうした中、国民健康保険の安定的な運営を目指して平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、保健事業などの医療費適正化の主な実施主体はこれまでどおり市町村となりました。

南部町では、生活習慣病の早期発見・早期治療を目指すため、健診受診率、指導実施率、メタボリックシンドローム減少率の目標を設定し効率的・効果的な保健事業を実施いたします。新たにAIを活用し、受診歴や健診結果別の受診勧奨通知で受診者増加に努め、疾病の予防、医療費の削減に努めてまいります。

後期高齢者医療は、保険制度の安定を目的に鳥取県後期高齢者医療広域連合を組織して運営してきており、町特別会計は保険料を徴収し負担金として支出しております。

保健活動においては、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施してまいります。また、広域連合と連携し医療費の適正化につながるよう取り組んでまいります。

墓苑事業は、墓苑の維持管理費と未使用墓地の使用料、償還に係る予算を計上しています。令和元年度は、1月末時点で、西伯墓苑については新規購入4件、返還3件で、空き区画は38件となっています。また円山墓地については返還2件で空き区画は4件です。引き続き広報活動を通じて空き区画解消に努めてまいります。

未使用での墓地返還の際の使用料の還付条件を見直し、財政圧迫を解消するため、今議会に条例改正を提案させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

住宅資金貸付事業は住宅新築資金等の償還に係る予算を計上しています。例年申し上げているとおり、借り受け者の高齢化や経済状況などから徴収困難なケースも多く苦慮しているところがございます。

農業集落排水事業は令和元年度末の接続率87%を見込んでおります。引き続き施設の適正管理に努めてまいります。

浄化槽整備事業は令和元年度末の接続率は77%を見込んでおります。合併浄化槽補助金制度を令和6年度まで延長し、合併浄化槽設置を進めてまいります。

公共下水道事業は令和元年度末の接続率は93%を見込んでおります。公共下水処理施設の維持管理経費を計上しております。引き続き適切な管理に努めてまいります。

太陽光発電事業は、鶴田地区2.9ヘクタールに1.5メガワットの太陽光発電所を運営するための会計で順調に発電しており、新年度は5,932万9,000円の売電収入を見込んでいます。収益については、起債償還のための基金積み立てを行うほか、自然エネルギー導入への補助金に充当し、町民の皆様に還元してまいります。

次に、企業会計について説明いたします。

水道事業会計では、公共料金審議会の答申を受けた条例改正により、一般水道料金は平成29年度に統一を行い、令和2年度には財政収支の改善を目的とした料金改定を予定しています。公共・営業用料金統一についても、段階的な改定を経て令和2年度から統一料金となる予定です。

令和2年度の水道事業会計は、これらの料金改定を見込み、事業収益は2億2,197万5,000円としております。

主な事業として、持続可能な水道経営を目指して、令和元年度内に策定します「経営戦略」の更新計画に基づき、新年度から老朽施設の更新事業に取り組みます。

令和2年度の病院事業会計は、事業収益2億4,608万6,000円、対前年比138万6,000円の増としました。

西伯病院は、「地域住民への安心の提供」を変わらぬ基本理念とし、高齢化が進展する地域において、地域包括医療・ケアシステムの中核として重要な役割を担うとともに、住民の健康づくりや認知症を初めとする疾病予防活動及び重症化の予防事業等、住民の健康の保持・増進も使命とするところでございます。

このたび、厚生労働省から再編統合を促す病院として西伯病院も公表されましたが、全国的に遅々として進展しない病床機能転換と、病床数の削減により医療費適正化を目指す地域医療構想の課題がいつの間にか公立病院の再編・統合にすりかわり、これまでの西伯病院が実践してきた地域医療を否定されたと言っても過言ではありません。

人口減少と高齢化の進行は南部町にあっても大きな問題であり重要な政策課題となっています。また、医師・医療従事者の働き方改革への対応や医師偏在により不足する医師の確保対策等、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域医療構想の推進は必要であり、適時、的確な変化・対応が重要であると認識しています。

そのような中で、本年2月には急性期病床のうち5床を回復期病床である地域包括ケア病床に転換し15床といたしました。在宅復帰支援に向けた重点的なりハビリを実施し、病床機能の充実強化へ取り組んでおります。

西伯病院は経営の効率化を推進するとともに、診療体制の再構築に向けた議論の加速化、深化

を進め、地域住民が必要とする時代に即した良質な医療提供を模索し、今後もあるべき地域医療を継続してまいります。

令和2年度の在宅生活支援事業会計は、事業収益4,412万5,000円、対前年比42万5,000円の増としました。

病気や障がいがあっても住み慣れた地域・自宅で、安心して生活し続けていくため、在宅生活に視点を置いた医療や介護サービスを展開していく訪問看護ステーションは重要な役割を担っています。

南部町訪問看護ステーションは療養生活の在宅ケアはもとより、精神疾患等の障がいのある方々の療養生活支援体制も有し、その特色を発揮しています。

引き続き、地域の関係機関との連携強化を推進し、利用者、家族に寄り添うサービスの提供に努めてまいります。

以上、令和2年度南部町一般会計予算案を初め、特別会計及び企業会計の概要と主要施策について申し述べました。本定例会ではこのほか令和元年度補正予算、条例関係を初め、総数31議案を上程しておりますので、詳細は後ほど説明いたします。

いずれの議案も特に町民の皆様の生活に深く関わり、町政の推進には重要な議案ばかりでございます。議員各位におかれましては慎重審議の上、全議案とも御賛同いただき御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時20分にしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時04分休憩

午前11時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第7 議案第2号 から 日程第37 議案第32号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第7、議案第2号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第5号）から日程第37、議案第32号、南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第2号から日程第37、

議案第 3 2 号までの提案説明をお願いいたします。

なお、説明されます方に申し上げます。説明される際には、議案番号、議案項目を述べてから説明していただきますようによりしくお願いいたします。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、議案第 2 号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）。

.....
議案第 2 号

令和元年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）

令和元年度南部町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 5, 4 8 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 1 0 6, 1 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加・変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 3 月 9 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 2 年 3 月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....
そういたしますと、6 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費補正でございます。1、追加といたしまして、2 款総務費、1 項総務管理費、複合施設整備事業から 1 0 款の災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業（単独）まで計 1 6 事業、事業総額 1 4 億 8 7 0 万 5, 0 0 0 円の事業繰り越しをお願いをいたしたいと思っております。

7 ページをごらんください。第 3 表、地方債補正です。1、追加といたしまして、東西町コミュニティセンタートイレ改修事業、限度額 6 0 万円。法勝寺中学校体育館トイレ改修事業、限度額 8 0 万円。校内通信ネットワーク整備事業、限度額 1, 9 1 0 万円。農業用施設単独災害復旧

事業、限度額400万円。しあわせ（福祉センター）ヒートポンプチラー更新事業、限度額940万円です。いずれの起債につきましても、起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、8ページをお願いします。8ページは変更となります。変更といたしまして、今年度予算計上させていただきました各事業の決算見込みによりまして、それぞれの限度額を変更をお願いするものでございます。総額で、起債限度額1億9,890万円を1億8,130万円へ減額とするものです。いずれも起債の方法、利率、償還方法は、補正前と同じでございます。

続きまして、歳出から御説明をいたしますので、18ページをごらんください。主なものを御説明をいたします。人件費に関するものにつきましては、本年度決算見込みによる減額ということになりますので、後ほど給与費明細書で御説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、8目基金管理費です。553万円を増額し、5,458万7,000円とするものです。これにつきましてはふるさと納税の増による寄附金の増額を見込んでおります。そのため、業務委託料、手数料の増額をお願いするものでございます。

9目企画費111万7,000円を増額し、4億8万1,000円とするものです。これは地方バス対策事業で運行経費の補填のための補助金の増額並びに公共交通検討事業での委託料の減額によるものでございます。

20ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。489万2,000円減額し、3億7,247万5,000円とするものでございます。主なものといたしましては、国保特別会計への繰出金489万2,000円の減額で、決算見込みによるものでございます。

2目障がい者福祉費1,932万8,000円を増額し、3億3,770万8,000円とするものでございます。自立支援介護給付事業におけるサービスの利用件数の増加の見込みによる必要額の増額でございます。

6目後期高齢者医療費316万7,000円を減額し、1億9,912万2,000円とするものでございます。基盤安定負担金の額の確定によるものでございます。

21ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、4目ひとり親家庭福祉費でございます。300万円減額し、5,294万円とするものでございます。児童扶養手当の支出見込みによるものでございます。

5目保育園費2,049万3,000円減額し、4億7,468万円とするものでございます。主なものとしましては、すみれこども園、ひまわり保育園における非常勤保育士、保育に関わる

パート職員の応募実績による人件費の減によるものでございます。

22ページをお願いします。6目児童館費でございます。法勝寺児童館児童厚生員報酬等でございます。172万円を減額し、1,882万1,000円とするものです。主なものとしましては、児童厚生員の雇用実績による人件費の減額となります。

7目子育て支援費945万4,000円を減額し、4,365万円とするものでございます。主なものは放課後児童健全育成事業で、児童数や加配の必要性などの状況により、支援員の雇用実績により人件費を減額するものでございます。いずれの各事業も決算の見込みによる事業費の減ということになります。

23ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。419万円を減額し、6,328万3,000円とするものです。主なものとしましては、健康管理センターのエアコンの修理による不用額でございます。

2目予防費328万1,000円を減額し、3,289万円とするものでございます。予防接種事業において、乳幼児、児童並びに高齢者肺炎球菌の予防接種の実績見込みによる減額、インフルエンザワクチン接種事業につきましては、対象となる高齢者及び中学生以下の接種者の増によるものでございます。

3目健康増進費200万円を減額し、4,723万6,000円とするものです。

それから、続きまして、4目母子衛生費99万4,000円を減額し、1,279万9,000円とするものです。それぞれがん検診、妊婦乳児健診の実績によるものでございます。

24ページをお願いします。3項清掃費、1目塵芥処理費508万6,000円を減額し、1億1,524万3,000円とするものです。鶴田地区産廃処分場の立会人報償費及び塵芥処理委託料の実績見込みによるものでございます。(サイレン吹鳴)

○議長(秦 伊知郎君) ちょっと休憩してください。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開します。

○総務課長(大塚 壮君) 続けます。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費でございます。115万2,000円を増額し、1億4,033万2,000円とするものでございます。担い手確保・経営強化支援事業において国の補正予算を活用し、経営発展に取り組む団体への支援を行うための増額でございます。

9目農地費286万円を減額し、3,444万1,000円とするものです。主なものは農業基盤整備事業において農業水利施設の測量範囲の拡大による増額、農地中間管理機構集積協力金交付事業で、農地集積の計画変更により減額をするものでございます。

25ページをお願いします。2項林業費でございます。2目林業振興費349万円減額し、4,879万5,000円とするものです。各事業の確定に伴う予算減額が主なものでございます。なお、森林整備促進事業において森林環境譲与税の確定に伴い委託料を減額し、補助金を増額するというものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費でございます。479万円を減額し、1億3,135万1,000円とするものでございます。主なものは町道法勝寺鍋倉与一谷線改良事業、西地区におきまして計画の変更による増額、また、同事業、鍋倉におきまして計画の見直しによる減額を行うものとなります。

26ページをお願いします。6項下水道費です。1目公共下水道費でございます。188万9,000円を増額し、8,773万8,000円とするものでございます。これにつきましては職員の配置変更による人件費の増加分を繰り出すこととしております。

9款教育費、1項教育総務費です。2目事務局費3,351万3,000円を増額し、1億6,039万2,000円とするものでございます。各事業の確定に伴う予算減額が主なものでございますけれども、校内通信ネットワーク整備事業として国の補正予算によるGIGAスクール構想に基づき、小・中学校に校内高速LAN整備を行うための増額となります。

27ページをお願いします。9款教育費、4項社会教育費、4目同和教育振興費でございます。166万8,000円を減額し、606万1,000円とするものです。社会同和教育推進事業で、奨学金申請者の確定により減額を行うものでございます。

5項保健体育費です。1目保健体育総務費219万7,000円を減額し、2,454万1,000円といたします。総合型地域スポーツクラブ支援事業で、NPO法人独自にtotoの助成金を活用し事業を実施いただいたということで、補助金が不用となる部分を減額するというものでございます。

28ページをお願いします。10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費でございます。1目道路橋梁災害復旧費300万円を増額し、3,320万円とするものでございます。これは道路橋梁災害復旧事業（単独）で、9月の豪雨での災害箇所の残土処分方法を変更したことによる増額ということになります。

11款公債費、1項公債費、2目利子でございます。274万3,000円を減額し、3,4

27万7,000円とするものでございます。これにつきましては本年度支払いの起債利子額が確定したため、不用となる額を減額するというものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。11ページをお願いします。これにつきましても主なものを説明いたします。2款地方譲与税から12ページの9款地方特例交付金までは、本年度の国からの交付額が確定したため、それに伴いまして所要の補正をお願いするものでございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税です。6,972万2,000円を減額し、31億8,027万8,000円とするものでございます。これにつきましては本年度の交付決定額に合わせまして地方交付税を減額するというものでございます。

13ページをごらんください。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金です。幼児教育・保育無償化に伴う臨時交付金でございます。4,055万1,000円を計上しています。これは県支出金から国庫支出金へ組み替えるものでございます。

14ページに15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金におきまして同額を減額しているところでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金です。1目総務費国庫補助金362万3,000円を増額し、8,970万7,000円とするものです。主に地域公共交通確保維持改善事業による補助金額の確定によるものでございます。

4目土木費国庫補助金です。839万1,000円減額し、6,747万7,000円とするものです。道路改良費の国庫交付金の配分により減額するものでございます。内容につきましては説明欄のとおりでございます。

14ページをお願いします。5目教育費国庫補助金です。1,916万7,000円を増額し、2,052万7,000円とするものです。校内高速LAN整備による財源として補助金を増額するものでございます。

15ページをお願いします。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金でございます。246万4,000円を減額し、1億6,079万円とするものでございます。主なものとしましては、歳出において事業費が縮小したこと、それに伴いまして財源としての補助金を減額するといったものです。国の補正による担い手確保・経営強化支援事業の財源としての補助金を増額するものでございます。詳細は説明欄のとおりでございます。

17款寄附金、1項寄附金でございます。2目がんばれふるさと寄付金、600万円を増額し、5,700万円とするものでございます。今年度の寄附金額の見込みによる増額を行うものとなります。

16ページをお願いします。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。2,900万円を増額し、9,230万円とするものでございます。決算見込みによる予算調整のため、基金からの繰り入れを行うものでございます。

5目公共施設整備基金繰入金1,468万8,000円を減額し、658万2,000円とするものでございます。総合福祉センターしあわせのヒートポンプチラーの交換を起債を財源としたこと、それから健康管理センターのエアコンの修理実績に伴って基金繰り入れを減額を行うものでございます。

19款繰越金です。前年度繰越金として1,292万7,000円を増額いたします。

21款町債、1項町債でございます。総額で1,630万円増額し、14億850万円とするものです。これにつきましては先ほどの第4表、地方債の補正でお示ししておるものでございます。

次に、29ページをお願いします。29ページには給与費の明細書をつけております。特別職の給与費、共済費の比較でございます。給与費は1,212万8,000円の減額となります。主なものはその他の特別職、非常勤職員等の報酬でございますけれども、その減額によるものでございます。具体的には、保育園の職員の非常勤報酬から賃金への組み替えということになります。

次に、一般職の給与費についてです。これにつきましては育児休業等に伴うものでございます。給与費と共済費の合計では259万5,000円の減額となります。手当の内容につきましては、お読み取りをいただきたいと思っております。

続いて、31ページには明細をつけておりますので、お読み取りをいただきたいと思っております。

32ページです。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。今回の補正によりまして、当該年度中起債見込み額の当該年度予算分の金額を変更しております。その結果、当該年度末現在高は71億3,508万1,000円となります。

私のほうから説明は以上でございます。御審議をよろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長でございます。それでは、議案第3号の国民健康保険のほうの予算書をごらんください。開いていただきまして、1ページ目です。

.....
議案第3号

令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103,364千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,292,947千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....

それでは、8ページの歳出から説明させていただきます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費でございます。8,298万3,000円を減額し、8億1,303万7,000円とするものでございます。これは実績見込みによる減額でございます。

同じく2目退職被保険者等療養給付費、255万円を減額し、62万3,000円とするものでございます。こちらも実績見込みによる減額でございます。

次に、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費2,042万7,000円を減額し、1億1,189万9,000円とするものでございます。こちらも実績見込みによるものでございます。

次に、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金252万円を減額し、84万円とするものでございます。これも実績見込みでございます。

次に、6款保健事業費、2項保健事業費、2目健康施設管理費、18万円増額し、1,140万9,000円とするもので、給与改定によるものでございます。詳しくは10ページ、給与明細書に記載してございます。お読み取りいただきますようお願いいたします。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金60万4,000円を増額するものでございます。平成29年度療養給付費等負担金の確定によるものでございます。

次に、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金ですが、こちらは直営診療施設への繰出金が決まりましたので補正するもので、569万8,000円増額し、569万9,000円とするものでございます。

次に、歳入でございます。5ページをごらんください。国民健康保険税の賦課決定に伴い当初予算との差額が生じたため、補正させていただいております。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税3,100万円を減額し、1億9,856万円とするものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税140万6,000円減額し、92万4,000円とするものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金96万2,000円増額するものでございます。こちらのほうは県支出金からの組み替えでございます。

5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金9,692万1,000円を減額し、9億6,535万7,000円とするものでございます。保険給付費の実績見込みによるものでございます。

8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金489万3,000円減額し、9,270万6,000円とするもので、実績見込みによるものでございます。

2目基金繰入金、2,000万円増額し、2,000万円とするものでございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金868万7,000円増額し、1,313万9,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

10款諸収入、2項雑入、合計で120万5,000円増額し、121万円とするもので、第三者行為や国保の脱退後に国保を使用されたりした者の返納金でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第4号の後期高齢者医療でございます。はぐっていただきまして、1ページ目をごらんください。

議案第4号

令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和元年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,559千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....

4ページの歳出から説明させていただきます。2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合分賦金でございます。295万5,000円を増額し、1億3,649万8,000円とするものでございます。これは後期高齢者医療広域連合へ保険料を支出するものでございます。

歳入でございますが、3ページ目をごらんください。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料610万2,000円を増額し、9,279万1,000円とするものでございます。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金316万8,000円を減額し、4,607万5,000円とするものでございます。基盤安定事業負担金の減額によるものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、262万5,000円を増額し、262万6,000円とするものでございます。こちらは前年度繰越金でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子勝利君） 建設課長です。議案第5号、令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

.....

議案第5号

令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ341千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

今回の補正は、職員手当の減額によるものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出から御説明いたします。1款1項1目一般管理費です。34万1,000円を減額しまして、1,340万9,000円とするものでございます。

同じページの上の歳入になります。4款1項1目一般会計繰入金です。34万1,000円を減額しまして、1億1,102万2,000円とするものでございます。

5ページから6ページには給与費明細書を記載しております。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第6号、令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案第6号

令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,889千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206,881千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

今回の補正は、職員の異動による人件費の増額をするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出から御説明いたします。1款1項1目一般管理費です。188万9,000円を増額しまして、1,356万2,000円とするものでございます。

同じページの上でございます。歳入になります。4款1項1目一般会計繰入金です。188万9,000円を増額しまして、8,773万8,000円とするものでございます。

5ページ、6ページには給与費明細書を記載しております。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。令和元年度南部町病院事業会計補正予算書（第3号）をごらんください。

1ページめくっていただきまして、議案第7号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和元年度南部町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入。第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目。収入。第1款病院事業収益、補正予定額169万9,000円といたしまして、計24億1,639万9,000円とするものでございます。

内容でございますが、第2項医業外収益169万9,000円補正いたしまして、5億2,015万9,000円とするものでございます。

3ページをごらんください。令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）実施計画でございます。収益的収入。収入。1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金169万9,000円補正いたしまして、4億3,901万5,000円といたします。合わせまして、合計24億1,639万9,000円となります。

4ページをごらんください。令和元年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。令和元年4月1日から令和2年3月31日を示しております。1、業務活動によるキャッシュフロー、2、投資活動によるキャッシュフロー、3、財務活動によるキャッシュフロー、4、資金増加（減少）額、5、資金期首残高合わせまして一番下でございますが、6、資金期末残高、5,992万8,000円となるものでございます。

5ページをごらんください。令和元年度南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。令和2年3月3日現在のものでございます。まず、資産の部でございます。1、固定資産。土地、建物以下合わせまして右から2つ目の列でございますが、有形固定資産合計31億757万4,000円でございます。無形固定資産、投資合わせまして一番右の列でございますが、固定資産合計31億1,674万4,000円でございます。2、流動資産。合計、一番右でございますが、3億8,548万5,000円。3、繰延資産はございません。以上、資産合計、右の

一番下でございますが、35億222万9,000円でございます。

6ページをごらんください。負債の部でございます。4、固定負債。一番右でございます。26億9,845万2,000円。5、流動負債。右の列、4億5,714万2,000円。6、繰延収益。2億8,304万4,000円。以上、負債の部合計34億3,863万8,000円でございます。

資本の部。7、資本金。8億3,073万8,000円でございます。剰余金。資本剰余金、利益剰余金合わせまして、剰余金合計、一番右の列でございますが、マイナス7億6,714万7,000円。以上、資本合計が6,359万1,000円となりまして、負債資本合計で、一番下でございます、右の列、35億222万9,000円でございます。

7ページをごらんください。令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）見積書でございます。収益的収入。収入。款1、病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金、補正予定額169万9,000円となりまして、計4億3,901万5,000円でございます。

以上、御審議よろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は13時、午後1時にしますので、よろしく願います。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

議案第8号からですので、よろしく願います。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、条例関係の議案につきまして説明をさせていただきます。議案書の2ページからでございますので、よろしく願います。まず、議案第8号、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

次のとおり地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めものでございます。

これは地方自治法等の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、当該法律の条項を引用している箇所について整理が必要となる条例の一部改正を行うものでございます。

具体的には、地方自治法第243条の2が第243条の2の2に条ずれいたしますので、当該引用箇所の改正を行います。

対象となる条例は3件ございまして、第1条で南部町監査委員条例、第2条で南部町上水道事業の設置等に関する条例、第3条で南部町病院事業の設置に関する条例の改正を行います。

この条例の施行日は、令和2年4月1日としております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

次に、議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは常勤特別職の期末手当につきまして、国の法改正に準じて条例を改正を行うものでございます。

具体的には、現在の支給率100分の167.5を100分の170に改定するものでございます。

この条例の施行日は、令和2年4月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後1時02分休憩

午後1時03分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○副町長（松田 繁君） それでは、議案第10号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは特別職非常勤職員のうち、監査委員、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について改正を行おうとするものでございます。

監査委員につきましては、従来の日額報酬制から月額報酬制に改め、報酬額について県内町村

の平均額に改めようとするものでございます。

農業委員及び農地利用最適化推進委員につきましては、これまでの定額報酬に能率給を加える改正を行うものでございます。能率給につきましては、活動及び成果の実績に応じて国から県を通じて交付される農地利用最適化交付金を財源として支給しようとするものでございます。

この条例の施行日は、令和2年4月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後1時04分休憩

午後1時05分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

○副町長（松田 繁君） 続きまして、議案第11号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の廃止について。

次のとおり南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例を廃止することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、一般職、非常勤職員及び臨時的任用職員は会計年度任用職員に移行するため、従来の任用根拠としている条例の廃止を行うものでございます。

この条例の施行日は、令和2年4月1日としております。

なお、廃止日以降にも報酬及び賃金の支払いが生じるため、現在、非常勤職員及び臨時的任用職員として任用または任命されている方の報酬及び賃金に関する規定は、なお従前の例による経過措置を付しております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第12号でございます。南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や任用手続がさまざまであるため、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう、改正を行うものでございます。

具体的には、第2条に新たに第2項を設けまして、任命権者が別段の定めをすることができる規定を加えるものでございます。

この条例は、令和2年4月1日からの施行としております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第13号でございます。南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について。

次のとおり南部町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理の対象が拡大されたことによりまして、鳥取県被災者住宅再建等支援条例が一部改正され、同条例により交付する支援金の額の見直しが行われることに伴いまして、本町においても同様の見直しを行おうとするものでございます。

主な改正内容ですが、被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、一部損壊世帯の居宅の補修に係る交付額につきまして、現行では30万円を限度ということとしておりますが、災害救助法の被災した住宅の応急修理を受けることができる場合には、30万円から当該応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額を限度とするということにするものでございます。

また、被害割合が10%未満の場合に対象となります被災者住宅修繕促進支援金の交付額につきまして、現行では2万円であったところ、被害割合5%以上の場合が5万円、被害割合5%未満は2万円とするものでございます。そのほか用語の整理をあわせて行います。

この条例は、公布の日から施行し、鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例の施行の日から適用することといたします。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第14号、南部町営西伯墓苑条例及び南部町営円山墓地条例の一部改正について。

次のとおり南部町営西伯墓苑条例及び南部町営円山墓地条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは墓地の使用料の還付について定める規定を改正をしようとするものでございます。具体的には、墓地を返還する場合に未使用であれば使用料の100分の90を還付することとしておりましたが、改正後は利用の許可の日から起算して3年以内に未使用の状態を墓地を返還する場合に限って100分の90を還付しようとするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、現に利用の許可を受けている利用者が未使用の状態を墓地を返還する場合は、施行日から3年以内は100分の90、3年を超え5年以内は100分の60、5年を超え6年以内は100分の30を還付することができることとしております。

この条例の施行日は、令和2年4月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第15号、南部町印鑑条例の一部改正について。

次のとおり南部町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号

の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは印鑑登録資格を定める規定について改正をしようとするものでございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、成年被後見人であることを理由に不当に差別されることのないよう、成年後見人等に係る欠格条項について見直しが求められてるところであり、これまで欠格条項として第2条第2項第2号に規定していた成年被後見人を意思能力を有しない者に改めるものでございます。そのほか用語の整理を行います。

この条例は、公布の日から施行することとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第16号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

次のとおり南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは放課後児童支援員につきまして、認定資格研修を修了していない者であっても当該研修を修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことができる制度につきまして、経過措置として定めている期間を延長しようとするものでございます。

具体的には、経過措置を規定している附則第2項において、平成32年3月31日としていた期限を令和5年3月31日に延長するものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第17号、南部町営住宅条例等の一部改正について。

次のとおり南部町営住宅条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは民法の一部改正と、県営住宅の移管に伴って必要となる改正及び退去時の原状回復義務の明文化を行おうとするものでございます。

まず、民法の一部改正に伴いまして、連帯保証人の極度額を定めることが必要となりました。極度額とは、保証人が支払いの責任を負う金額の上限額でございます。これを定めなければ保証契約は無効となります。この法改正に対応するため、条例において極度額を入居時家賃の6月とする規定を加える改正を行います。

次に、原状回復義務の明文化についてでございます。町営住宅の家賃は低廉であり、賃料の中に施設修繕費等を含ませていないため、これまでも退去時においてはふすまの張りかえ、畳の表

がえ等、通常損耗に係る原状回復を履行していただいておりますが、このことについて条例において明文化をしようとするものでございます。

そして次に、県営住宅手間第一団地及び第二団地を県から移管を受け、町営住宅とするため必要となる規定について改正を行うものでございます。

主な改正点といたしましては、町営住宅として別表第2を追加すること、それから駐車場の使用者及び使用料等に関する規定を新たに加えるものでございます。

この条例は、3条立てとしておりまして、第1条で南部町営住宅条例、第2条で南部町越敷野町営住宅条例、第3条で南部町若者向け住宅条例を改正をいたします。

なお、県営住宅移管に関する改正につきましては、第1条の南部町営住宅条例のみが改正対象となります。

この条例の施行日は、令和2年4月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第18号、南部町上水道給水条例の一部改正について。

次のとおり南部町上水道給水条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは水道法の一部改正によりまして、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されましたため、これに対応する条例改正を行うものでございます。

従来は、指定給水装置工事事業者の指定について有効期間の定めがありませんでしたが、5年間の指定の更新制が導入されました。これに伴いまして手数料を規定している第31条に更新手数料を加える改正を行いまして、あとあわせて用語の整理も行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしております。以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、お手元の一般会計予算書とあわせまして、A3判で作成しています当初予算の資料で御説明を申し上げたいというふうに思います。まず、予算書のほうからでございます。1ページをごらんください。

.....
議案第19号

令和2年度南部町一般会計予算

令和2年度南部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,646,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。
(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。
(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月 9日 提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日 決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
そういたしますと、7ページをごらんください。7ページは、第2表、地方債です。起債の目的及び借入限度額は、7ページ上段より説明いたします。子どもの広場整備事業、限度額1,300万円。農地耕作条件改善事業、限度額110万円。農林基盤整備事業、限度額230万円。農村地域防災減災事業、限度額460万円。辺地対策事業、限度額140万円。広域基幹林道整備事業、限度額1,350万円。道路整備事業、限度額3,970万円。非常用発電機整備事業、限度額440万円。防火水槽整備事業、限度額870万円。非常用発電整備事業、限度額660万円。小・中学校体育館トイレ改修事業、限度額150万円。8ページをお願いします。法勝寺中学校屋根改修事業、限度額560万円。公共土木施設(道路)単独災害復旧事業、限度額200万円。臨時財政対策債、限度額1億1,100万円。以上14項目、限度額総額2億1,540万円を当初予算としてお願いするものでございます。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございますので、お読み取りをいただきたいと思います。

次に、全体的な予算の説明を行いたいと思います。当初予算説明資料、A3判のものを使って説明したいと思いますので、お願いします。

1 ページをごらんください。1 として各会計の予算規模を比較して記載しております。令和 2 年度一般会計は、歳入歳出総額 6 6 億 4, 6 0 0 万円を計上しております。令和元年度当初予算 6 6 億 9, 8 0 0 万円と比較いたしまして 5, 2 0 0 万円の減、対前年度比で約 0. 8 %の減額というふうになっております。令和 2 年度予算は、人口減少対策として定住化を促進し、地域の活性化を図ることを狙いとした宅地開発促進事業を初め、防災減災対策、本町の里地里山を守り、持続可能なまちづくりを推進していくための温暖化防止対策や、小・中学校におけるデジタル教育環境の改善、また、4 月からの会計年度任用職員制度による人件費等の増額などを盛り込んでおります。厳しい財政状況ではありますが、着実な施策の推進を図りたいと考えています。

下段には平成 2 3 年度以降の一般会計予算の推移をグラフにしております。過去 1 0 年間の推移から見て、令和 2 年度当初予算は平均的な規模にとどまっているところです。

2 ページをごらんください。2 ページから 4 ページまでは予算の分析表をお示ししております。まず、2 ページでございます。歳入予算です。上段の表で款別の歳入予算比較を記載しています。町税は 9 億 7, 4 3 2 万 4, 0 0 0 円を計上し、2 3 6 万 3, 0 0 0 円、対前年度比で 0. 2 %の増となりましたが、令和 2 年度予算の構成比では 1 4. 7 %と低く、自主財源の確保の困難さを示しております。

次に、地方交付税です。令和 2 年度は 3 2 億 8, 0 0 0 万円を計上いたしております。内訳としましては、前年度対比で普通交付税が 2, 0 0 0 万円増の 2 9 億 5, 0 0 0 万円、特別交付税が 1, 0 0 0 万円増の 3 億 3, 0 0 0 万円を計上しております。いずれも近年の決算額をもとに令和 2 年度の交付税算入額を予算化したものでございます。

国庫支出金でございます。5 億 3, 7 5 8 万 9, 0 0 0 円、県支出金 5 億 4, 7 6 1 万 8, 0 0 0 円を計上し、総額では 1 0 億 8, 5 2 0 万 7, 0 0 0 円となります。予算の構成比では 1 6. 3 %と昨年並みを維持しておりますけれども、予算額では約 1 5 0 万円、わずかに増額となっているというところです。

寄附金でございます。令和 2 年度は 5, 0 0 0 万円を計上しております。これはがんばれふるさと寄付金で、令和元年度実績見込みによるものでございます。前年度並みの予算を計上しております。

町債です。町債は、予算額 2 億 1, 5 4 0 万円で、1 億 2, 4 9 0 万円の減となっております。これにつきましては、令和 2 年度は令和元年度に比べまして借入額が、大きな事業がないことが要因となります。

中段には上記の表を円グラフにして図示しております。自主財源は 2 6. 2 %と低く、また、

依存財源の約7割、全体予算においても5割弱を占めます地方交付税に大きく影響を受けます。南部町の財源構成が御確認いただけたらと思います。

下段には各項目の対前年比較を主なものを記載しておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

続いて、歳出予算について説明します。3ページをお願いします。まず、目的別についてです。歳入同様、上段の表で款別の歳出予算比較を記載しております。予算額で大きな構成比を占めますのは、民生費、総務費及び衛生費でございます。

民生費は22億4,065万7,000円を計上しております。対前年比で4,835万円、2.2%の増となっています。大きな要因は、児童福祉関係の予算で会計年度任用職員制度による保育士の人件費、自立支援介護給付事業、子どもの広場の整備などが上げられます。

次に、総務費は12億386万9,000円、対前年比では1億364万3,000円の減となりました。西部広域行政管理組合への負担金が減額となったこと、複合施設建設に係る費用は令和元年度2月補正で予算化いただきました。そのため、当初予算には計上してないことが大きな減額の要因でございます。なお、令和2年度予算については人口減少対策の一つとして、宅地開発促進事業を新たに予算化をしております。

衛生費です。8億6,016万3,000円、対前年比で2,178万8,000円の増となります。主なものは廃棄物処理委託及びクリーンセンターへの負担金の増額となったものです。また、西伯病院に対する補助につきましても、年次的に増加している状況でございます。

農林水産業費は5億3,866万6,000円、対前年比で4,614万3,000円の増額となりました。増額要因といたしまして、補助金を活用した農業生産事業者等への支援事業の充実や、農業用施設等の改修事業が上げられます。

土木費は対前年比で約15%程度の減額となりました。近年の決算状況も参考に、事業精査を行った結果でございます。

消防費は4,960万4,000円、6,579万1,000円の減となっております。法勝寺庁舎の非常用発電設備の減額が大きな要因でございます。なお、防災対策の中核機能である法勝寺庁舎の非常用発電設備につきましても、早急な対策が必要であると考えています。非常用発電設備の整備に向けては、財源の検討も含め、令和2年度に実施設計に係る予算を計上して整備を進めていく考えでおります。

教育費は5億6,560万1,000円、対前年比3,060万2,000円の増額となりました。主に教育振興に係る費用として、児童生徒用パソコン、デジタル教科書などの教育環境整

備の増加によるものでございます。

災害復旧費は200万9,000円、対前年度比200万円の増加となりました。昨年9月豪雨による災害箇所の機能回復に加え、災害予防対策のための費用を計上するものです。

最後に、公債費です。公債費は7億2,681万9,000円、令和2年度は前年と比較し、3,031万6,000円の増額予算を計上しております。主な要因としましては、西伯小学校のプールの建設及び小・中学校のエアコン整備に係る起債の元利償還が始まったことによるものでございます。令和2年度以降も単年で約7億円程度の起債償還が続くものと見込んでおります。公債費負担が予算に占める割合は大きいものと考えています。

中段、下段には、歳入予算同様に構成比率の円グラフ、各項目の対前年度比較の主なものを記載しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

4ページをお願いします。4ページには歳出予算の性質別について記載をしております。義務的経費は、総額30億5,365万3,000円となりました。人件費及び扶助費の増加により、総額では対前年比4.7%の増となっています。人件費、公債費ともに増加の傾向にあり、予算総額に占める割合も増加をしてきております。

投資的経費については目的別予算でも説明しましたが、複合施設、非常用発電施設のような大規模な投資的事業の減や、土木費等の事業精査によりまして大幅な減というふうになっております。

その他の経費について記載のとおりでございますけれども、昨年度に比べ補助費等は同額、物件費については僅かに減額となっておりますが、予算総額に占める割合は依然高いということで、単年度の財政を圧迫する要因の一つにもなっております。

5ページをお願いします。5ページには過去10年間の基金及び地方債現在高の推移をグラフ化したものを表しております。令和元年度及び令和2年度については見込み額でございますので、御承知おきをいただきたいと思っております。

まず、基金についてでございます。平成23年度以降、平成28年度までは年次的に基金への積み立てが行われてきましたが、歳入面では、合併算定がえの影響による地方交付税の年次的な縮減と町税収入の減、または歳出面では、社会保障費等の増加により、財政の収支バランスの維持が困難となり、平成29年度以降は基金の取り崩しを余儀なくされている状況でございます。

次に、地方債現在高に対する基金残高と算入交付税の推移についてでございます。地方債残高は年次的に減少していましたが、令和元年度の複合施設整備事業での合併特例債の借り入れにより増加となり、令和2年度末見込みで77億7,000万円余りとなります。先ほども申しまし

たように、基金の残高は減少傾向にあります。借り入れる起債の種類を厳選し、交付税算入のある有利な起債を優先して活用していることから、あくまでも理論値ではございますが、算入交付税を含めた基金残高との総額は、平成23年度から起債の残高を上回っており、令和2年度末においてもその状況は維持できるものと試算をしております。

資料での説明は以上でございますが、予算書に返っていただきまして、令和2年度の予算で特徴的なものを新規の事業を中心に予算を説明してまいりたいと思います。

まず、35ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、7目財産管理費です。個別施設計画策定事業といたしまして396万円を計上しています。平成28年度に策定した南部町公共施設等総合管理計画を推進していくため、公共施設等の実態や利用状況、維持管理コスト等を考慮しながら、統廃合も含めて長期的な視点で維持管理計画を策定するための経費を計上しているところです。

36ページをお願いします。9目企画費です。公共交通検討事業です。委託料を中心に272万円を計上するものでございます。地域路線の維持は高齢者を初め、地域全体の課題であり、日常生活に不可欠な移動手段の確保について検討を進めてまいります。これまで公共交通検討委員会の意見をいただきながら、町の公共交通を検討してまいりましたが、令和2年度は人口減少社会を見据えた公共交通を検討していくべく、実証実験走行を行う費用を計上をしております。

38ページをお願いします。38ページには、免許自主返納者支援事業でございます。通信運搬費に160万円を計上するものです。身体機能の低下や自覚や運転の必要がなくなったなどの理由から、免許証の有効期間内に免許証を返納された方を対象に日ノ丸バスの回数券を助成する費用を計上しております。返納後の通院等への移動手段の確保により、交通の便の確保と交通事故防止を目指すものでございます。

同じく宅地開発促進事業です。予算額1,000万円を計上しております。移住と定住化を促進し地域の活性化を図るため、新たな住宅開発を行う民間事業者への支援を行う経費を計上するものでございます。現在、分譲宅地開発への支援は、振興山村地域、南さいはく、それから賀野に限られておりますが、これを南部町全域に広げ、区画条件や補助の上限額も拡充していくものでございます。

次に、42ページに飛びます。4項選挙費、3目町長・町議会議員選挙費として873万2,000円を計上しております。本年10月に任期満了を迎えます町長・町議会議員選挙のための費用でございます。

次に、46ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でござ

います。ひきこもり支援事業です。社会とのつながりにくさを抱えた人が生活しやすくなるように支援を行うことと、社会に対するひきこもりへの理解も目的とした予算を計上するものでございます。予算額は300万円で、財源は国からの補助金を活用いたします。

次に、50ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、7目少子化対策費でございます。子どもの広場整備事業でございます。平成29年度から検討を開始し、30年度には用地を選定、設計を終え、令和元年度、令和2年度の2カ年で広場整備を行うものでございます。令和2年度は10月の完成に向け、あずまや、遊具等の整備をすることとし、総額1,856万7,000円をお願いするものでございます。

次に、53ページをお願いします。2項児童福祉費、5目保育園費でございます。予算額5億4,886万8,000円、対前年比4,160万1,000円の増となっております。主な増加原因としましては、すみれこども園及びひまわり保育園の会計年度任用職員の保育士の人件費の増によるものでございます。

次に、58ページをお願いします。3項生活保護費、2目扶助費でございます。予算額8,000万円を計上しております。生活保護世帯の減及び1世帯当たりの年間保護費見込み額の減によりまして、対前年度比1,000万円の減としております。

続いて、65ページをお願いします。4款衛生費、2項環境費、2目環境対策費でございます。二酸化炭素排出実質ゼロ推進事業です。予算額279万4,000円を計上しています。地球温暖化対策の意識の醸成に向け、まず自治体が率先して取り組みを進めていくことが求められます。町長の施政方針にもありましたとおり、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言に基づき、環境問題に関する普及啓発、温暖化防止実行計画の見直し、南部だんだんエナジーとの連携などを行うこととしております。なお、財源としましては、太陽光発電基金を活用したいと思っております。

次に、65ページをお願いします。いいでしょうか。（「さっき言った」と呼ぶ者あり）済みません。3項清掃費でございます。1目塵芥処理費でございます。塵芥処理費として1億3,165万8,000円、対前年比1,132万9,000円の増となりました。要因としましては、塵芥処理費における布類、衣類、布団などの回収を行うこと、それから廃棄物処理委託料の単価が上がったことによるものでございます。

70ページをお願いします。70ページです。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費でございます。南部町果樹生産振興事業として1,855万7,000円を計上しております。これは町内の果樹、柿とか梨の生産振興を行うための事業に補助金を交付するものでございます。

次に、74ページをお願いします。2項林業費、2目林業振興費でございます。森林整備促進事業として、予算額920万円を計上しております。森林の整備促進を目的として譲与される森林環境譲与税を財源として、良好な里地里山の風景を維持するための方策の一つである間伐を促進すること、また、森林の適正管理に向け、森林所有者へ森林経営についての意向調査を行うこととしております。

80ページをお願いします。7款土木費、4項住宅費、3目住宅管理費でございます。住生活基本計画策定業務でございます。予算額として704万1,000円を計上しています。生活の根本である住まいの状況を検証し、課題解決を図るための計画を策定するものでございます。財源としては地方創生推進交付金を活用したいと思っております。

85ページをお願いします。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。児童生徒用パソコン整備事業です。予算額として381万2,000円を計上しております。小・中学校の児童生徒用のパソコンについて、国が進めるGIGAスクール構想を活用して、児童生徒用のパソコンをリース契約により整備するものでございます。予算計上額は5年リースのうち1年目の金額でございます。なお、財源としては国の補助金を活用しますけれども、整備年度には整備台数分が補助金として交付される予定です。

87ページをお願いします。2項小学校費、2目教育振興費でございます。小学校3校の教育振興費でございます。令和2年度の予算書の全面改定に伴い、教師用教科書、指導書のほか、デジタル教科書の整備を行う予算を計上しているため、需用費がふえております。

次に、94ページをお願いします。4項社会教育費、3目文化財保護費でございます。特別天然記念物等保護事業でございます。予算額25万円を計上しております。豊かな自然に恵まれた町内には希少生物が多く生息しています。特定天然記念物であるオオサンショウウオ、コウノトリなどの希少生物の保護に向け、関係団体と連携した保護を行うための予算を計上しております。

次に、96ページをお願いします。5項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業といたしまして、聖火リレーのコースでもあり、大会機運を高めるための予算を計上しております。

次に、100ページをごらんください。給与費明細書でございます。特別職の給与費、共済費を掲載しております。前年度に比較しますと、職員数は131名の減としております。これにつきましては令和2年4月から地方公務員法の改正により特別職非常勤職員の一部と、一般職の非常勤職員を次ページの2、一般職へ計上することとしたことにより、大幅な減となっております。これに伴いまして給与費も1億7,193万8,000円の減を見込んでおります。令和

2年度特別職分の予算としましては、給与費、共済費を合計いたしまして、1億4,273万8,000円を計上しております。

101ページをお願いします。一般職の給与費、共済費を掲載しております。前年度比較しますと、職員数で62名の増としております。なお、これはフルタイムの会計年度任用職員を含めた数字でございます。また、米印に記載してありますように、括弧内には外書きとしまして再任用短時間勤務職員、それからパートタイムの会計年度任用職員の人数を記載しております。会計年度任用職員制度が令和2年度から開始になりますので、給与費明細書が変更となっております。職員数の内訳として、102ページに、ア、会計年度任用職員以外の職員をつくっておりますし、その下に、イ、会計年度任用職員として会計年度任用職員の記載をしております。それぞれ括弧内についても米印に記載のとおり、再任用短時間勤務職員及びパートタイムでの会計年度任用職員の人数を記載しているところでございます。

103ページをごらんください。103ページ以降の明細は会計年度任用職員以外の職員に係る給与及び手当についてでございます。会計年度任用職員は含んでおりません。会計年度任用職員以外の職員について前年度比較をしますと、中段あたりに記載しておりますが、採用が9名、退職が6名で、3名の増と。それから、公共下水道事業会計への1名の減となります。

戻っていただきまして、101ページのとおり給与費、共済費もその増員数に対応し、算出した結果としております。給与費としては3億708万1,000円の増、共済費につきましては6,163万1,000円の増となり、令和2年度予算としては給与費、共済費を合計いたしまして、11億6,118万円を計上したところでございます。なお、実質会計年度任用職員による増額分につきましては、3,363万5,000円というふうになっております。

103ページに戻っていただきまして、一般職の給料及び職員手当の明細を記載しておりますので御確認をお願いしたいと思いますし、104ページ、105ページには令和2年度の予算に対する給料及び職員手当の分析状況を記載しております。こちらにつきましても、御確認をお願いしたいと思います。

次に、106ページから108ページにわたり、債務負担の状況についての調書をつけております。各施設の指定管理を中心に、戸籍情報等のシステム関係、学校給食の給食調理等業務委託など、複数年にわたる契約に係る支出予定額を明記しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

最後に、109ページでございます。109ページには、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をつけております。前年度

末現在の残高見込みを、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債、合計いたしまして71億3,508万1,000円とし、当該年度中の起債見込み額を加えたものを、13億3,780万円を追加いたします。当該年度中の償還元金見込み額を、6億9,475万9,000円を差し引きまして、年度末の起債残高見込み額77億7,812万2,000円としております。

長時間にわたりましたけれども、私からの議案第19号につきましては説明を終わりたいと思います。以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長でございます。続きましては、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計予算書をごらんください。めくっていただきまして、1ページ目でございます。

.....
議案第20号

令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度南部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,317,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月 9日 提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日 決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
それでは、8ページをごらんください。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。本年度1,022万円で、前年度と比較して106万2,000円の減となっております。令和元年度にはシステム改修を行ったということからの減となっております。

次に、総務費の2項徴税费、1目賦課徴収費でございます。131万4,000円を計上しております。前年度と比較しまして9万1,000円の増となっております。

9ページをごらんください。2款保険給付費、1項療養諸費でございます。主なものは1目一般被保険者療養給付費の8億4,041万7,000円でございます。

療養諸費の合計といたしまして8億4,548万円を計上しております。前年度と比較しまし

て5,921万1,000円の減となっております。

次に、2項高額療養費でございます。10ページの総額をごらんください。総額として1億2,637万2,000円を計上しております。前年度と比較しまして677万4,000円の減となっております。

保険給付費の4項出産育児諸費でございます。出産育児一時金といたしまして336万円を計上しております。前年度と同額でございます。

11ページをごらんください。3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目医療給付費分として2億1,586万3,000円、2目後期高齢者支援金等分といたしまして6,323万円、3目介護納付金分といたしまして1,915万2,000円、合わせまして2億9,824万5,000円で、前年度と比較いたしまして1,469万1,000円の減となっております。

次に、6款保健事業費でございます。1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費でございます。1,104万1,000円で、前年度と比較いたしまして296万円の増でございます。AIを活用した受診勧奨通知の委託料の増によるものでございます。

2項保健事業費、1目保健施設普及費674万9,000円で、前年度と比較いたしまして255万9,000円の増でございます。人間ドックの対象年齢拡充によるものでございます。

14ページからは給与費明細がございます。特別職といたしまして6人分を計上しております。こちらは運営協議会の委員さんの報酬でございます。

15ページは、職員の給与を上げております。職員1名分とパートタイムの会計年度任用職員1名を上げております。詳細につきましては、次ページのほうをごらんいただきお酌み取りいただきたいと思っております。

次に、歳入でございます。5ページをごらんください。1款国民健康保険税でございます。1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、前年度と比較しまして1,047万8,000円減の2億1,908万2,000円を計上しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は8,000円を計上しております。前年度と比較しまして232万2,000円の減でございます。令和2年度は退職被保険者がゼロ人となります。

国民健康保険税につきましては、歳入歳出の不足分を税として計上してございます。

次に、6ページをごらんください。5款県支出金、2項県補助金でございます。1目保険給付費等交付金10億145万8,000円で、前年度と比較いたしまして6,082万円の減でございます。内訳としましては、普通交付金が9億7,187万8,000円、特別交付金が2,

958万円でございます。

次に、8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金でございます。9,621万3,000円を計上しておりまして、出産育児一時金繰入金、事務費繰入金、基盤安定繰入金、財政安定支援事業繰入金の4つでございます。

歳入の主なものは以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算書をごらんください。

.....
議案第21号

令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度南部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
それでは、7ページをごらんください。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、本年度99万7,000円で、前年度と比較しまして4,000円の増となっております。

次に、2項徴収費でございます。116万6,000円を計上しております。前年度と比較しまして4万9,000円の増となっております。

続きまして、2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合分賦金でございます。1億4,037万8,000円で、前年度と比較しまして683万5,000円の増となっております。広域連合へ支払うものでございます。

次に、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は60万円計上し、前年度と同額でございます。

次に、8ページでございます。4款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費でございます。514万4,000円で、前年度と比較して4万5,000円の増となっております。

続きまして、もとへ返っていただきまして、5ページをお開きください。歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料でございます。1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料は9,580万3,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして911万4,000円の増となっております。

次に、4 款繰入金でございますが、4,683万3,000円で、前年度と比較いたしまして241万円の減でございます。事務費繰入金、基盤安定繰入金の2つでございます。

次に、6 ページをごらんください。6 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入でございます。505万2,000円を計上しており、健康診査委託金でございます。後期高齢者医療広域連合からの委託金でございます。

歳入のものは以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、令和2年度南部町墓苑事業特別会計予算書をごらんください。

議案第22号

令和2年度南部町墓苑事業特別会計予算

令和2年度南部町の墓苑事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月 9日 提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日 決 南部町議会議長 秦伊知郎

4 ページをごらんください。歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費でございます。

1 目一般管理費として97万円を計上しております。主に墓苑の管理委託料となっております。

2 款諸支出金、1 項償還金、1 目償還金で180万8,000円を計上しておりまして、前年度と同額でございます。おおむね7基の返還で考えて計上しております。

次に、歳入でございます。前のページをごらんください。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目墓地使用料で219万8,000円を計上しております。7基購入ということで想定しております。

続きまして、2 項手数料、1 目墓地手数料としまして68万2,000円を計上しております。前年度と同額でございます。歳入につきましては以上でございます。

それでは、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。そうしますと、議案第23号、令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算について御説明いたします。1ページをお開きください。

議案第23号

令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算

令和2年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

そうしますと、歳出のほうから御説明いたします。5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。本年度は21万6,000円の事務費を計上しております。

次に、2款公債費、1項公債費、1目元金でございます。本年度の償還元金は86万6,000円を計上しております。

次に、2目利子でございます。本年度の償還利子は4万1,000円を計上しております。

次に、歳入を御説明いたします。4ページをお開きください。1款県支出金、1項県補助金、1目助成事業費県補助金、本年度予算額16万2,000円を見込んでおります。事務費の4分の3の補助でございます。

次に、3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入でございます。本年度予算額70万1,000円を見込んでおります。内訳は、住宅新築資金貸付金元利収入（現年度分）が1,000円、滞納繰り越し分が70万円を見込んでおります。

次に、2目住宅改修資金貸付金元利収入は、本年度5万円を見込んでおります。

次に、3目宅地取得資金貸付金元利収入でございます。本年度は39万6,000円を見込んでおります。

次に、6 ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を御説明いたします。当該年度は86万6,000円の元金償還を見込んでおり、当該年度末現在高見込み額は88万8,000円となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩に入ります。再開は2時25分にしますので、よろしくお願いいたします。

午後2時10分休憩

.....

午後2時25分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて、議案第24号。

建設課長、田子勝利君、説明よろしく申し上げます。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。議案第24号について御説明いたします。議案書1ページをお願いいたします。

.....

議案第24号

令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計予算

令和2年度南部町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ242,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

令和2年3月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....

それでは、3ページをお開きください。下の段ですが、第2表、地方債でございます。起債の目的といたしましては、資本費平準化債と公営企業会計適用債です。この2つを合わせまして、限度額が6,690万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載のとおりでございます。

次に、歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。歳出です。1款1項1目一般管理費でございます。本年度予算額は1,334万5,000円で、前年度と比較しまして40万5,000円の減額でございます。主に職員給与費1名分と、消費税の納付額を予定しております。

次に、2目維持管理費、本年度予算額は5,805万3,000円でございます。前年度と比較しまして93万4,000円の減額でございます。これは主に施設の維持管理費でございます。

次の8ページをお願いいたします。2款1項1目元金でございます。これは起債償還費の元金となります。本年度予算額は1億4,977万3,000円でございます。前年度と比較しまして396万3,000円の増額となっております。

その下、2目利子でございます。起債償還の利子となります。本年度予算額2,153万1,000円で、前年度と比較しまして381万6,000円の減額となっております。

次は、歳入を御説明いたしますので、5ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項1目農林水産業費分担金でございます。本年度は3万円で、前年度と同額でございます。施設整備は終わっておりますので、新規に整備するところはございませんが、分担金の滞納繰り越し分を前年度と同額で予定しております。

1つ飛びまして、2款1項1目集落排水使用料でございます。本年度予算額は7,310万5,000円です。前年度と比較しまして221万1,000円の増額でございます。これは令和元年度の決算見込み額により予算の見込みを立てております。

1つ飛びまして、4款1項1目一般会計繰入金です。本年度予算額は1億275万4,000円です。前年度と比較しまして762万8,000円の減額でございます。

続きまして、9ページをお開きください。9ページから13ページまでは給与費明細書を載せております。職員1名分を計上しております。

続きまして、14ページをお開きください。14ページは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。事項といたしましては、農業集落排水処理施設維持管理業務委託です。これは農業集落排水施設の処理場5カ所の維持管理費を3年間の継続契約としているもので

ございます。限度額としては5,527万2,000円で、前年度末までの支出額の見込みは1,812万9,000円です。当該年度以降の支出予定額は、これは令和2年度から3年度でございますが、3,659万1,000円でございます。

次の15ページになります。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。区分といたしましては、1の農業集落排水事業債、2の農業集落排水事業債資本費平準化債を合わせまして、当該年度増減見込み額の当該年度中の起債見込み額が6,690万円、当該年度中償還元金見込み額が1億4,977万3,000円、令和2年度末の現在高見込み額といたしまして11億5,732万3,000円となっております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第25号について御説明いたします。はぐっていただきまして、1ページ目です。

.....
議案第25号

令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算

令和2年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

令和2年3月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
それでは、3ページをお開きください。下の段になります。第2表、地方債です。起債の目的といたしまして、浄化槽整備事業と公営企業会計適用債です。この2つを合わせまして、限度額が250万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載のとおりでございます。

次に、7ページをお願いいたします。歳出から御説明いたします。1款1項1目一般管理費でございます。本年度の予算額は3,824万6,000円、前年度と比較しまして8万1,000円の増額です。これは主に浄化槽の維持管理の費用でございます。

次に、1款2項1目浄化槽建設費でございます。本年度予算額は614万円、前年度と比較しまして10万2,000円の減額となっております。令和2年度も5基の見込みで予算を立てております。

その下、1款3項1目小規模集合施設管理費でございます。本年度予算額は82万2,000円、前年度と比較しまして1万円の減額でございます。これは城山と馬場住宅の町営住宅の浄化槽を管理する費目でございます。

次の8ページをお願いいたします。2款1項1目元金でございます。本年度予算額は1,188万3,000円、前年度と比較しまして57万7,000円の増額です。

その下、2目利子でございます。本年度予算額は364万1,000円、前年度と比較しまして20万円の減額でございます。

戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項1目浄化槽分担金です。本年度予算額は152万4,000円で、前年度と同額でございます。

その下、2款1項1目浄化槽使用料です。本年度予算額2,030万円、前年度と比較しまして17万8,000円の減額でございます。令和元年度の決算見込みにより予算を立てております。

1つ飛びまして、3款1項1目浄化槽整備事業補助金です。本年度予算額は169万2,000円、前年度と比較しまして169万2,000円の増額でございます。

次の6ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金です。本年度予算額は3,487万9,000円、前年度と比較しまして33万8,000円の増額としております。

1つ飛びまして、7款1項1目衛生債でございます。本年度予算額は250万円で、前年度と比較しまして20万円の増額でございます。

次に、9ページをお開きください。9ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。区分といたしましては、1の浄化槽整備事業債でございまして、当該年度増減見込み額といたしましては、起債の見込み額が230万円、償還元金見込み額が1,188万3,000円、令和2年度の年度末現在高見込み額といたしまして1億8,424万7,000円でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第26号について御説明いたします。1ページをお願いいたします。

議案第26号

令和2年度南部町公共下水道事業特別会計予算

令和2年度南部町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

令和2年3月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

それでは、3ページのほうをお願いいたします。下の段です。第2表、地方債になります。起債の目的といたしましては、資本費平準化債と公営企業会計適用債で、この2つを合わせまして、限度額が3,150万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載しているとおりでございます。

7ページをお願いいたします。歳出から御説明いたします。1款1項1目一般管理費です。本年度予算額1,374万3,000円、前年度と比較しまして207万円の増額となっております。増額は主に人件費の増によるものでございます。

その下、2目維持管理費、本年度予算額6,206万9,000円、前年度と比較しまして503万5,000円の減額となっております。ストックマネジメント事業、いわゆる更新計画になりますけれども、東西町浄化センターの電気設備更新に係る設計委託を予定しております。

3目汚泥処理費でございますが、本年度予算額37万円で、前年度と比較しまして2,943万2,000円の減額となります。コンポスト施設、みのりの郷の休止による減額となるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。2款1項1目元金でございます。本年度予算額8,02

8万2,000円、前年度と比較しまして26万9,000円の減額となっております。

その下、2目利子でございます。本年度予算額1,792万4,000円、前年度と比較しまして138万2,000円の減額でございます。

次に、5ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項1目下水道分担金です。本年度予算額は7万1,000円で、前年度と同額としております。施設整備は完了しておりますので、分担金の滞納繰り越し分を計上しているものでございます。

その下、1款2項1目下水道負担金でございます。本年度予算額24万6,000円で、前年度と比較しまして1,739万9,000円の減額となっております。コンポスト施設の休止により減額となるものでございます。

2款1項1目下水道使用料でございます。本年度予算額6,625万3,000円、前年度と比較しまして110万8,000円の増額でございます。令和元年度の決算見込みにより見込んでおります。

1つ飛びまして、3款1項1目下水道費国庫補助金でございます。本年度予算額995万5,000円、前年度と比較しまして504万3,000円の減額でございます。ストックマネジメント計画への国庫補助金となるものです。

次に、6ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金でございます。本年度予算額6,646万4,000円、前年度と比較しまして2,036万6,000円の減額でございます。

2つ飛びまして、7款1項1目下水道債でございます。本年度予算額3,150万円、前年度と比較しまして820万円の増額でございます。

次に、9ページをお願いいたします。9ページから13ページが、給与費明細書を載せております。職員1名分を計上してございます。

14ページをお開きをお願いいたします。14ページは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。事項といたしましては、公共下水道処理施設維持管理業務委託でございます。限度額としましては2,961万円、前年度末までの支出額の見込みは971万2,000円、当該年度以降の支出予定額ですが、これは令和2年度から令和3年度になりますが、1,960万2,000円でございます。

次の15ページ、お願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び

当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。1の特定環境保全公共下水道、2の特定環境保全公共下水道資本費平準化債、3の公営企業会計適用債の合計が、当該年度増減見込み額としまして、起債見込み額が3,150万円、償還元金見込み額が8,028万2,000円、令和2年度末の現在高見込み額としまして10億7,743万5,000円としております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長でございます。令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計予算書をごらんください。

.....
議案第27号

令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計予算

令和2年度南部町の太陽光発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
それでは、5ページをごらんください。歳出でございます。1款1項1目維持管理費でございます。本年度予算額2,287万3,000円、前年度と比較いたしまして1,106万3,000円の減となっております。この主な理由は、売電収入計画値の減によりまして、基金への積立金の減額でございます。

次に、2款1項1目環境対策費、本年度予算額606万1,000円、前年度と比較しまして263万4,000円の増となっております。一般会計への繰り出しでございます。

次に、3款1項1目元金でございます。本年度予算額2,781万7,000円、前年度と比較いたしまして16万6,000円の増でございます。

下に行きまして、2目利子、本年度予算額185万1,000円、前年度予算額201万7,000円に対しまして、16万6,000円の減額でございます。

続きまして、4ページをごらんください。歳入でございます。4款1項1目売電収入でございます。本年度予算額5,932万9,000円、前年度と比較しまして850万円の減となっております。

次に、6ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。太陽光発電事業債、前々年度末現在高が3億4,299万4,000円、前年度末現在高見込み額が3億1,534万3,000円、当該年度中の起債の見込み額はございません。当該年度中の償還元金見込み額は2,781万7,000円、当該年度末現在高見込み額は2億8,752万6,000円となります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。議案第28号、令和2年度南部町水道事業会計予算について御説明いたします。

議案第28号、令和2年度南部町水道事業会計予算。

総則。第1条、令和2年度南部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。（1）給水戸数4,057件。（2）年間総給水量114万5,902立方メートル。（3）一日平均給水量3,139立方メートル。（4）主な建設改良工事。老朽管路更新事業でございます。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益2億2,197万5,000円、第1項営業収益1億8,824万3,000円、第2項営業外収益3,373万2,000円、特別利益はありません。

支出でございます。第1款水道事業費用2億1,411万8,000円、第1項営業費用1億9,223万2,000円、営業外費用2,188万1,000円、特別損失はありません。予備費5,000円でございます。

次の2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款資本的収入6,522万2,000円、第1項企業債5,000万円、第2項出資金1,451万8,000円、工事負担金70万4,000円。

支出。第1款資本的支出1億5,138万4,000円、第1項建設改良費5,086万2,000円、第2項企業債償還金1億52万2,000円。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定

める。

起債の目的は、老朽施設更新等です。限度額は5,000万円。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載のとおりでございます。

一時借入れ。第6条、一時借入金の限度額は、2,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)収益的支出における各項間の流用。(2)資本的支出における各項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費600万5,000円。

他会計からの補助金。第9条、営業助成並びに施設に対する補助金として他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,724万9,000円である。

棚卸資産購入限度額。第10条、棚卸資産の購入限度額は、200万円と定める。

それでは、9ページをお開きお願いいたします。9ページでございます。令和2年度の予定キャッシュ・フロー計算書をご載せさせていただきます。一番下の段でございますけれども、令和2年度末の資金期末残高といたしましては4,088万4,000円を予定しております。

次に、10ページをお願いいたします。次、10ページから17ページまでは職員給与費をご載せしております。職員1名分を計上しております。

その次、18ページをお開きください。18ページでございます。令和2年度南部町水道事業会計予定貸借対照表でございます。まず、資産の部です。1の固定資産と、次、19ページの2行目になりますけれども、2の流動資産を合わせまして、資産合計、負債の部の上の段でございますが、23億1,966万370円でございます。

続きまして、負債の部です。3の固定負債、4の流動負債、次、20ページに飛びますけれども、2行目、5の繰り延べ収益を合計しまして、負債の合計としましては資本の部の上にご載せさせていただきますが、16億1,038万8,541円でございます。

続いて、資本の部です。6の資本金と7の剰余金を合わせまして、次の21ページになりますけれども、下から2行目、資本の合計といたしましては7億5,782万873円でございます。

一番下、負債と資本の合計は23億6,820万9,414円の予定となっております。

次に、31ページをお開きください。31ページでございます。31ページは、令和2年度南部町水道事業会計予算明細書をご載せしております。まず、収益的収入及び支出についてございま

す。収入についてですけれども、1款1項1目給水収益でございます。本年度予定額といたしまして1億8,704万2,000円、前年度比較しまして3,237万円の増額としております。これは料金改定によるものになります。

1つ飛びまして、3目受託工事収益でございます。本年度予定額は16万1,000円、前年度と比較しまして50万円の減額です。能竹地内での移転補償工事を予定しております。

2項3目他会計補助金でございます。本年度予定額といたしまして173万円、前年度と比較しまして18万2,000円の減額でございます。これは統合前の簡易水道の起債利息償還に対する一般会計からの繰り入れでございます。

次に、32ページをお開きください。32ページで支出でございます。1款1項1目原水及び浄水費でございます。本年度予定額としまして4,486万円、前年度比較しまして157万9,000円の増額でございます。これは主に水源や浄水場に係る費用です。修繕料のほうですけれども、落合浄水場のろ過器外部塗装を予定しております。

2目配水及び給水費です。本年度予定額としまして1,966万4,000円、前年度と比較しまして194万円の増額となっています。これは主に配水設備に係る費用でございます。

その下、3目受託工事費、本年度予定額173万9,000円でございます。前年度と比較しまして200万円の減額でございます。

4目総係費、本年度予定額1,907万6,000円、前年度と比較しまして540万1,000円の減額でございます。こちらの経営戦略の策定業務の完了により減額となるものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。34ページでございます。2項1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費です。これは起債の利子の償還でございます。本年度予定額1,684万5,000円、前年度と比較しまして201万3,000円の減額となっています。

次に、35ページをお開きください。その下のページでございます。資本的収入及び支出になります。まず、収入からです。1款1項1目企業債でございます。本年度予定額は5,000万円、前年度と比較しまして2,020万円の増額となっています。これは老朽管路更新事業に係る起債の借り入れでございます。令和元年度に続きまして、令和2年度は引き続き円山地区での老朽管布設がえ工事を予定しております。

その下、2項2目他会計補助金でございます。本年度予定額1,451万8,000円、前年度と比較しまして33万1,000円の減額となっています。企業債元金償還に係る一般会計からの繰入金でございます。

次に、36ページをお願いいたします。36ページは支出でございます。1款1項1目上水道拡張工事でございます。本年度予定額5,000万円、前年度と比較しまして2,525万円の増額でございます。老朽管路の更新事業を予定しております。

2項1目企業債償還金でございます。本年度予定額1億52万2,000円、前年度と比較しまして37万7,000円の増額です。これは起債の償還元金でございます。

次の37ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。区分のほうで、1の上水道企業債と2の簡易水道企業債を合計いたしまして、令和2年度の増減見込み額として、起債見込み額が5,000万円、償還元金見込み額が1億52万2,000円、令和2年度末の現在高見込み額が8億1,742万4,000円としております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。令和2年度南部町病院事業会計予算書、1ページをお願いいたします。議案第29号、令和2年度南部町病院事業会計予算でございます。

総則。第1条、令和2年度南部町の病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。（1）病院病床数198床、（一般49床、療養50床（うち介護療養病床20床）、精神99床）でございます。（2）年間延べ患者数、入院6万2,568人（うち介護療養病床分6,025人、365日）でございます。外来5万4,789人（実診療実日数は243日）でございます。（3）一日平均患者数、入院171人、外来226人でございます。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款病院事業収益24億1,608万6,000円、第1項医業収益19億894万8,000円、第2項医業外収益5億713万8,000円。

支出。第1款病院事業費用24億1,608万6,000円、第1項医業費用23億5,041万8,000円、第2項医業外費用6,566万8,000円でございます。

2ページをごらんください。資本的収入及び支出でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,791万円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）

収入。第1款資本的収入3億3,419万5,000円、第1項補助金4,539万5,00

0円、第2項企業債2億8,880万円。

支出。第1款資本的支出5億5,210万5,000円、第1項建設改良費2億9,352万9,000円、第2項企業債償還金2億5,791万6,000円、第3項貸付金66万円でございます。

企業債でございます。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載しておりますとおりでございます。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定めるものでございます。

続きまして、3ページでございます。予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。医業費用、医業外費用でございます。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。給与費14億8,458万7,000円、交際費90万円でございます。

棚卸資産の購入限度額。第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億円と定めるものでございます。

次に、7ページをごらんください。令和2年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。令和2年4月1日から令和3年3月31日の予定キャッシュ・フローでございます。一番下の段、令和3年3月31日現在で5,421万7,000円を予定してございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。令和2年度南部町病院事業会計当初予算見積書でございます。予算につきまして少し詳細に御説明申し上げます。収益的収入及び支出。収入。款1、病院事業収益、1項医業収益、昨年より1,270万8,000円増とし、本年度予定額は19億894万8,000円としてございます。1目入院収益、昨年より1,731万円増とし、本年度予定額13億2,784万2,000円としてございます。

2目外来収益、昨年より570万3,000円減とし、4億2,254万3,000円としてございます。

3目その他医業収益、昨年より110万1,000円増とし、1億5,856万3,000円としてございます。

次は、18ページをお願いいたします。2項医業外収益、昨年より1,132万2,000円の減とし、本年度予定額5億713万8,000円でございます。1目、2目、3目、4目、5

目、6目合わせまして、収入合計、一番下の段、昨年より138万6,000円の増とし、本年度予定額24億1,608万6,000円としてございます。

次に、19ページをお願いいたします。款1、病院事業費用でございます。1項医業費用、昨年より539万5,000円の増とし、本年度予定額23億5,041万8,000円としてございます。

1目給与費、昨年より3,035万1,000円の減とし、本年度予定額14億8,458万7,000円としてございます。これは大学より来ていただきます非常勤医師の給与費が、委託費のほうへ移しておる関係でございます。

次に、22ページをごらんください。2目材料費でございます。昨年より155万4,000円の増とし、本年度予定額2億2,226万9,000円でございます。これは薬品費の減がございしますが、診療材料費の増がある関係でございます。

3目経費、昨年より4,522万2,000円の増とし、本年度予定額4億9,156万3,000円としてございます。これは先ほど申し上げました大学非常勤の医師の給与費が委託費のほうへ来た関係でございます。

次に、25ページをごらんください。4目減価償却費、5目資産減耗費、6目研究研修費、そして2項医業外費用、1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費、2目消費税合わせまして、支出の合計、昨年より138万6,000円の増となり、本年度予定額24億1,608万6,000円でございます。

次に、26ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入。款1、資本的収入、1項補助金、1目補助金、昨年より759万5,000円の増となり、本年度予定額は4,539万5,000円としてございます。

2目企業債でございます。これは電子カルテの関係でございますが、昨年より2億6,180万円の増とし、本年度予定額2億8,880万円としてございます。

3目固定資産売却代金は、記載のとおりでございます。

支出。款1、資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費、先ほど申し上げました電子カルテを中心としております。昨年より2億6,206万2,000円の増とし、本年度予定額2億9,352万9,000円でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、昨年より6,971万1,000円の増となり、本年度予定額2億5,791万6,000円でございます。これは企業債の償還でございます。

3項貸付金は、記載のとおりでございます。

続きまして、12ページにお戻りいただくようお願いいたします。令和2年度南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。令和3年3月31日の予定でございます。資産の部。固定資産、流動資産、繰り延べ資産合わせまして、一番右の列、最下段でございますが、35億9,584万6,000円でございます。

次に、13ページ、負債の部でございます。負債の部。固定負債、流動負債、繰り延べ収益合わせまして、右の列、ほぼ真ん中でございますが、35億3,225万5,000円でございます。

次に、資本の部でございます。資本金、剰余金合わせまして、一番右の列、下から2行目が、資本合計6,359万1,000円。以上、負債資本の合計が一番下、35億9,584万6,000円でございます。

次に、27ページをごらんください。27ページから29ページまで給与費の明細書をつけております。病院事業会計。1、総括の職員数のところでございますが、本年度は前年度より59名の増となっております。これはフルタイムの会計年度任用職員を含んでおりますので、59名の増となっております。以下、29ページまで記載をごらんいただきますようによろしくお願いいたします。

次に、32ページをごらんください。企業債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度末残高、左より2列目でございますが、28億9,568万3,000円が当該年度増減見込み加減いたしまして、当該年度末現在高見込み額、一番右でございますが、29億8,983万8,000円となります。

以上です。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、令和2年度南部町在宅生活支援事業会計予算書、1ページをお願いいたします。議案第30号、令和2年度南部町在宅生活支援事業会計予算でございます。

総則。第1条、令和2年度南部町の在宅生活支援事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。訪問看護事業、介護保険対象者1,300回、医療保険対象者3,200回でございます。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款在宅生活支援事業収益4,412万5,000円、第1項訪問看護収益4,372万4,000円、第2項その他収益40万1,000円でございます。

支出。第1款在宅生活支援事業費用4,412万5,000円、第1項訪問看護費用4,412万5,000円でございます。

2ページをお願いいたします。一時借入金。第4条、一時借入金の限度額は、200万円と定めるものでございます。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。給与費3,999万5,000円でございます。

棚卸資産の購入限度額。第6条、棚卸資産の購入限度額は、29万9,000円と定めるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。令和2年度南部町在宅生活支援事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。令和2年4月1日から令和3年3月31日の予定でございます。一番下の段、令和3年3月31日現在、資金期末残高を2,900万5,000円と見込んでおります。

次に、12ページをお願いいたします。令和元年度南部町在宅生活支援事業会計予定損益計算書でございます。これは平成31年4月1日から令和2年3月31日を示しております。1、訪問看護収益、訪問看護費用、その他収益合わせまして、当年度純利益、下から4行目でございますが、右の列、428万6,000円を見込んでおります。

前年度繰越利益剰余金2,783万2,000円に合わせまして、一番下、当年度末処分利益剰余金を3,211万8,000円と見込んでおります。

続きまして、13ページをお願いいたします。令和2年度南部町在宅生活支援事業会計当初予算見積書でございます。収益的収入及び支出でございます。収入。款1、在宅生活支援事業収益、1項訪問看護収益、昨年より9万5,000円の増とし、本年度予定額4,372万4,000円としてございます。

1目居宅介護収益、昨年より74万9,000円の増とし、本年度予定額1,176万円を見込んでおります。

2目訪問看護療養収益、昨年より65万4,000円の減とし、本年度3,196万4,000円を見込んでおります。

その他収益合わせまして、収入合計、昨年より42万5,000円の増とし、4,412万5,000円を見込んでおります。

次に、14ページをごらんください。支出でございます。款1、在宅生活支援事業費用、1項訪問看護費用、昨年より42万5,000円の増とし、本年度4,412万5,000円を見込んでおります。内訳は、1目給与費、2目材料費、3目経費でございます。

15ページ、16ページには給与費明細書をつけております。ごらんいただけたらと思います。

以上で御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。続きまして、議案の第31号でございます。別冊のほうの議案第31号の資料のほうでございます。議案第31号、南部町まちづくり計画の変更についてでございます。

次のとおり南部町まちづくり計画を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有することとされる第5条第7項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

これは東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部が改正され、合併特例債を起債することができる期間が延長されたことに伴いまして、南部町まちづくり計画の計画期間延長等の変更が必要となることから、市町村の合併の特例に関する法律に基づいて議会の議決を求めるものでございます。

変更内容といたしましては、計画期間を5年間延長いたしまして、令和6年度までとするものでございます。そのほか、人口世帯数、財政計画を時点修正するなど、内容の一部修正を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第32号でございます。議案書のほうの34ページでございます。議案第32号、南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議についてでございます。

次のとおり地方自治法第291条の3第1項の規定により南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関し協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

広域連合の関係町村の負担金の算定方法のうち、地域支援事業に要する経費の負担割合についてですが、これは規約に明確な規定がないため、現在のところ協議により負担割合を決定しておりますが、今後の事務処理に当たりまして地域支援事業に要する経費についての負担割合を明確にするため必要な規定を追加して、あわせて用語の整理も行うものでございます。

施行は、令和2年4月1日となっております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。本日の会議は、会議規則第25条第2項の規定により、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

また、明日10日の会議に議事を継続いたしますので、引き続き議案審査を行う予定でありますので、御参集をよろしくお願いいたします。なお、あすは午後1時、13時からですので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で終わりにします。どうも御苦労さんでした。

午後3時26分延会
